

金融取引の展開と課税上の問題点

—基本問題の検証と執行・税法等のあり方を中心として—

佐々木 幸 男

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

近年における情報通信革命と金融革命の同時進行は、経済取引に急激な変革をもたらしており、その中心の一つに数えられるのが新たな金融取引の展開である。そして、このような金融取引の展開が、実物取引や伝統的な金融商品・金融取引(以下「金融商品等」という)などから生ずる所得を中心に築かれてきたこれまでの課税制度や執行体制の下で、新たな金融商品等から生ずる所得についての課税方法の不明確化、各種の金融商品等を利用した多様で複雑なタックス・プランニングの発生、適正課税の困難化など、制度・執行の両面にわたって様々な問題を投げかけている。

このような状況を踏まえ、金融取引の発展に伴って生じている様々な課税問題の根源や本質はどこにあるのか、またこうした問題に的確に対応するには現実的にどのような方策や課題があるのかといった観点から、この研究を行うこととした。

2 研究の内容

(1) 金融取引の発展が惹き起こす課税上の問題点

近年、金融商品等に関する課税問題は、金融取引の発展等と歩調を合わせるように複雑化・顕在化しながら拡大してきているが、このような問題の根本を探ってみると、その多くは、従来から所得課税制度等に内在している基本問題であることがわかる。

この基本的な問題を所得課税の視点から整理してみると、まず、実体法上の問題として①課税時期の変更(課税の繰延べ)、②所得種類の変更、③所得の帰属者や源泉地の変更などが挙げられ、そのほかにも、国際課税上の問題や執行等に関する問題などを挙げることができる。また、法人・金融所得などの海外逃避や軽課等により税収の減少等が進めば、労働所得や消費などによる税収の確保(課税強化)への要請が相対的に高まることが予

想されるなど、税体系全体のあり方さえもが問われることになる。

(2) 金融商品等に関する課税問題への対応と課題

この研究においては、金融商品等に関する基本的な課税問題を検討するという視点に立って、先に掲げた問題の中から(イ)実体法上の問題(中でも課税繰延べと所得分類の問題)と(ロ)実態把握の困難化の問題を取り上げ、その対応の方向性や課題について検討を行うこととした。

イ 実体法上の問題への対応と課題

① 課税時期の変更への対応と課題

わが国の所得課税の理論的基盤とされている包括的所得概念の立場から見ると、実定法である所得税法や法人税法が実現主義を採用していること自体が、課税繰延べ発生のもその原因とすることができる。また、このような理念的な立場を離れたとしても、実定法が採用する実現主義の下で取引や資産の選択等により課税所得に係る損益の計上時期を操作できるということが、課税繰延べ発生の大きな要因となっている。本稿では、このような基本構造を念頭に置きながら、金融商品等の課税繰延べ問題への対応の仕方などを考えていく。

まず、法人税においては、平成12年度改正で一部の金融商品等について時価主義の導入等の改正が行われたことにより、時価評価の対象とされた売買目的有価証券、デリバティブ取引等についての課税繰延べ問題は、ほぼ解消されたと考えられる。ただ、国際的な企業会計の分野において全面時価会計導入の動きが見られることや、今後の金融理論や金融工学の発展に伴いより多様で精緻な評価手法の出現が予想されることなどを考えると、今後とも、課税上時価評価等を適用すべきものの範囲やその評価手法などについては、その検討や対応を的確に行っていく必要がある。その際、大量・反復性を持ち、背後に強制徴収力をも備えるという租税の性格上、課税所得の認識についてはより高い客観性と確実性が求められることに留意する必要がある。

一方、所得税においては、法人税のような時価評価等の導入は行わ

れていない。個人の場合には、法人と異なり、一般的に時価評価等を受け入れる制度的・人的基盤が十分でないことや、キャッシュフローがない段階での納税に対する抵抗感も強いことなどが、導入を行わなかった大きな理由の一つになっていると考えられるが、このような事情を勘案すると、個人については、対象を金融商品等に限ったとしても、現時点での時価評価等の導入はあまり現実的な選択ではないというようにも考えられる。また、個別的な対応ということも考えられようが、それには自ずと限界があるし、複雑化を招く等の問題も発生する。このように、課税繰延べに関し、所得税において金融商品等一般に適用できる対応策を見出すことはなかなか難しいと考えられるが、現状においても所得内の収益・費用の対応や損益通算の制限等に費用の前倒しなどがある程度抑制する効果があることが指摘されていることを踏まえれば、所得種類又は取引ベースでの所得・控除項目対応の厳格な適用や損益通算の制限の活用など、現実の納税環境や税制を踏まえた対応の検討というものが、ますます重要になってくると考えられる。

② 所得種類の変更への対応と課題

所得種類の変更の問題は、所得をその源泉や発生態様などにより分類し、差別課税を行っていることから生じているのであるが、このような所得分類と課税の差別にも、担税力の違いへの配慮や適切な徴収方法の選択などの観点から積極的な意義が認められている。こうした所得分類の意義を認めるとしても、所得分類の目的自体の妥当性や、その目的と実際の所得分類との整合性などは、社会経済情勢の変化を踏まえつつ常に検証されなければならない。こうした観点から、税制調査会の『個人所得課税に関する論点整理』では、不動産所得の区分の廃止などを今後の課題として掲げており、このような検討が更に広く進められることが期待される。

また、現在所得税で進められている金融所得課税の一体化は、現行

の所得分類の下でも、各種の金融所得間の課税を極力同じにして租税裁定の誘引を低く抑えることにより、所得種類の転換等による課税逃れを抑制する効果があると考えられるが、課税の一体化の過程で残されている課題や、一体化を進めることにより新たに発生する問題も少なくない。他方、これと関連して言われる「金融所得」という新たな所得区分の創設については、これを支持し、統一的な課税を実現すべきという主張が行われる反面、その創設による税制の複雑化や金融所得の定義の困難さなども指摘されている。このような所得分類に関する議論の中から窺えることは、所得分類の抜本的な見直しに当たっては、現在及び将来を見据えた担税力概念の整理と再構築、物的所得区分と人的所得区分のあり方、法人税との調整の必要性など、検討・整理すべき基本的な課題が山積しているという現実である。

このような状況を踏まえると、金融商品等から生ずる所得については、新たな所得区分を設けるか否かに拘わらず、まずはその検討の前段階として、金融商品等の種類、仕組、法的・経済的な性格、取引・保有の状況などの現状と将来の動向を把握・分析するとともに、課税の差異の合目的性、他の所得や金融所得相互間の課税のバランス、税収への影響、官民のコスト、執行可能性、国際的な調和などの問題点を明確に認識し、分析・検討することが必要であろう。

ロ 実態把握の困難化への対応と課題

① 法定調書制度の枠組み等

現在、金融商品等などに関する各種の法定調書の多くは個別税法の定めによりその提出等が義務付けられているが、これらの法定調書の範囲や内容は、その税法に定める個別税目の適正な納税義務の履行の確保という趣旨との関連で一定の制約を受けざるを得ないものとなっている。これに対し、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」の目的規定には、次のような点において、今後の法定調書制度等のあり方を考える上での重要な示

唆が含まれていると考えられる。

その第一は、すべての内国税を守備範囲としている点である。このことは、特に取引当事者や取引内容などの多様化・複雑化等が進む金融商品等の分野においては、資料情報の範囲の拡充、展開可能性、効率化等の観点から重要である。第二は、「国税当局による把握」や「課税の適正化」という表現を用いて法定調書制度の本質と課税当局の能動的役割を宣明している点であり、課税当局による制度拡充等への積極的な関与が重要であることを再認識させられる。第三は、「取引」や「財産」という資料情報の内容を明示していることであり、これまで十分ではなかった取引形態や資産そのものの資料情報の拡充の一助となることが期待される。

以上のような評価に立てば、今後の法定調書等の制度は、より広範で効果的・効率的な資料情報を得るためにも、その全体をまとめて税目横断的なものに再構築し、課税当局が積極的にその充実や多様化を図りやすくする方向で検討されるべきと考える。

また、法定調書は法定された内容等について画一的に提出等を求めるものであることから、柔軟性や機動性に欠ける面がある。金融商品等及びその媒体等の多様化・複雑化の更なる進展等を考えれば、既存の制度との調整を図りつつ、一定の制限の下で課税当局が適時に一定の資料情報の提出を求めることができる制度を創設することを、検討課題の一つに加えてもよいのではなかろうか。

② その他

その他の実態把握の困難化の問題に関しては、①居住地国での課税の確保のための国際的な情報交換の重要性が更に高まってきていることから、そのための条約、国内法の整備等が求められるほか、②源泉徴収を中心とした課税方法についての批判や国際的な動向を踏まえれば、資料情報の充実や効率的な事務運営のための重要な基盤となる納税者(金融)番号制度の導入については、より積極的な検討が望まれる。

また、執行サイドにおいても、自らの努力により商品内容や利用実態に関する情報の積極的な収集・分析・整理とその成果を踏まえた資料源・調査手法の開発や部内関係部署への情報提供などの取り組みをより充実させていく必要があるほか、収集された情報等を基に制度改正が必要なものについて具体的な問題提起を行うなど、より迅速で的確な制度化に結びつけていくための基盤整備を図っていくことが重要となってこよう。

3 結びに代えて

この研究では、先に述べたように、金融商品等に関する課税問題のうちごく基本的なものを取り上げ、できるだけ現実的な対応等を探ってみることとした。その結果は以上に述べたとおりであるが、この研究の中で、求められる対応の陰には更に解決すべき多くの課題が潜んでいることを改めて認識させられた。本稿で問題のすべてを取り上げることができず、また、対応の方向性や課題が抽象的なものにとどまった感は否めないが、いずれの問題も制度と執行の両分野が共通の認識を持って協力し、補い合わなければ前進しないものである。特に金融商品等については、まずは、検討の前提となる金融商品等の仕組みや実態の把握・分析等を的確に行うための、また、その成果を実施に移すための立法・執行の連携の強化などが、より広い意味での課題となっていると言えるのではなかろうか。

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 10 |
| 第1章 わが国における情報通信革命の進行と金融取引の発展 | 12 |
| 第1節 情報通信革命の進行と金融取引の発展 | 12 |
| 第2節 金融取引の発展がもたらしたもの | 13 |
| 1 新たな金融商品等の登場とその利用形態 | 14 |
| 2 金融取引の発展等と市場の変化 | 15 |
| 第2章 金融取引の発展が巻き起こす 課税上の問題点 | 17 |
| 第1節 課税問題の底辺 | 17 |
| 第2節 所得課税に関する問題 | 18 |
| 1 実体法上の問題 | 19 |
| (1) 課税時期の変更 | 19 |
| (2) 所得種類の変更 | 21 |
| (3) 所得の帰属者の変更 | 21 |
| (4) 所得源泉地の変更 | 21 |
| 2 国際課税上の問題 | 21 |
| 3 執行上の問題 | 22 |
| 第3節 租税制度全体にかかわる問題 | 22 |
| 第3章 金融商品等に対する課税問題への 対応と課題 | 25 |
| 第1節 検討の必要性とその視点等 | 25 |
| 1 検討の必要性 | 25 |
| 2 検討の視点等 | 26 |
| 第2節 実体法上の問題への対応と課題 | 27 |
| 1 課税時期の変更への対応と課題 | 28 |
| (1) 課税繰延べの発生原因等 | 28 |
| (2) 金融商品等の課税繰延べと法人税 | 34 |
| (3) 金融商品等の課税繰延べと所得税 | 39 |

| | |
|------------------------|----|
| 2 所得種類の変更への対応と課題 | 44 |
| (1) 所得種類の変更の発生原因等 | 44 |
| (2) 所得区分の見直しと金融所得の創設 | 46 |
| (3) 仕組債—デットとエクイティーへの対応 | 49 |
| 第3節 実態把握の困難化への対応と課題 | 54 |
| 1 法定調書制度の現状 | 54 |
| 2 法定調書制度の枠組み等のあり方 | 55 |
| 3 その他の課題 | 60 |
| (1) 国際的な情報交換等 | 60 |
| (2) 納税者番号等の導入 | 61 |
| (3) 罰則の検討 | 62 |
| (4) 課税当局による積極的な対応 | 62 |
| 結びに代えて | 64 |

はじめに

従来、決済・投資・金融仲介などの金融取引は決済・信用創造・リスク分散等の機能を働かせながら、生産要素・生産物の取引である実物取引を補完しつつ、その発展を支えてきた。そして、経済取引を前提として組み立てられている租税も、こうした経済取引の変化等にあわせて様々な対応を行ってきた。

このような中、1980年代になると、通信技術やコンピュータの急速な発達・普及により、世界的な規模で経済社会に情報通信革命ともいわれる劇的な変化がもたらされた。わが国においては、これに少し遅れて、1990年代後半から「日本版ビッグバン」といわれる金融制度改革が実施に移され、これが、情報通信革命の進展と相互に密接に関連しながら、金融革命とまで称されるような大きな変化を生じさせている。

この情報通信革命と金融革命の同時進行は、経済取引に世界レベルでの急激な変革をもたらしており、その変革の中心の一つに数えられるのが新たな金融取引の展開⁽¹⁾である。そして、租税の分野においては、このような金融取引の展開が、実物取引や株式、債券、預金などの伝統的な金融商品・金融取引(以下、「金融商品等」という)などから生ずる所得を中心に築かれてきたこれまでの課税制度や執行体制の下で、課税当局に対し、個々の金融商品等から生ずる所得についての課税方法の不明確化、各種の金融商品等を利用した多様で複雑なタックス・プランニングの発生、国際課税の諸問題の発生、適正課税の困難化など、制度・執行の両面にわたって様々な課題を投げかけている。

このような状況を踏まえ、金融取引の発展に伴って生じている様々な課税問題の根源や本質はどこにあるのか、また、課税当局がこうした問題に的確に対応するには現実的にどのような方策や課題があるのかといった点について研究を行うこととする。

(1) 新たな金融取引の展開の例としては、金融派生商品の出現、資産等の証券化の活発化、多様な仕組み債・種類株の組成、新たなビークルの誕生、証券の保管・決済の電子化、市場の国際化など様々なものが挙げられる。

研究に当たっては、以上のような問題認識に立ち、まずわが国における情報通信革命の進行と金融取引の発展の状況を概観した後、金融取引の発展が惹き起こしている課税上の問題点を基本的な視点から拾い出し、これを基に、金融商品等に対する課税問題についての制度や執行を通じた現実的な対応の方向性や課題を実体法上の問題と実態把握の困難化の問題とに分けて検討することとする。

第1章 わが国における情報通信革命の進行と金融取引の発展

第1節 情報通信革命の進行と金融取引の発展

情報通信革命の進行と金融理論・金融技術の発達により、全世界的な規模で経済取引のグローバル化と金融取引の高度化・複雑化が進んでいる。

情報通信の分野においては、特に1980年代以降、高性能・低価格のコンピュータの普及、通信の大容量化・高速化、インターネットの普及などが著しく進み、これが現在の情報通信革命のそもそもの原動力となってきた。こうした情報通信技術等の発達と浸透は、地球規模で情報伝達や経済取引の広域化・迅速化を実現させるとともに、その集中化をも可能にし、経済活動や生活・文化など様々な分野に大きな影響と変化をもたらしてきている。例えば、商品・サービスの供給者においては経営システムの合理化や情報収集・分析・提供能力の拡充などが、商品・サービスの消費者においては情報獲得や取引参加の容易化などが進んでいる。こうした情報通信革命の進行の影響を最も大きく受け、更に、それに自律的な変化を加えていったものの一つが、金融の分野ではなからうか。

わが国では、1990年代後半以降、経済の成熟化の到来⁽²⁾と金融・資本市場の国際化への対応の遅れが度々指摘され、その結果、「フリー・フェア・グローバル」な金融市場の構築を目指す金融制度改革(いわゆる「日本版ビッグバン」)が実施に移された⁽³⁾。その内容の主なものとしては、国際的な取引規制や業務規制・商品規制の見直し、ディスクロージャーの充実、法・会計・監査制度等

(2) これは、「低成長・資金余剰時代の到来」と言い替えることもできよう。

(3) この金融制度改革は、1996年11月に第二次橋本内閣により提唱され、2001年までに東京市場をロンドン・ニューヨーク並みの国際金融市場にすることを目標として、「フリー・フェア・グローバル」の三原則の下に、金融市場の規制緩和・撤廃を通じて金融市場・証券市場の活性化・国際化を図ろうとするものであった。

の国際基準化などが挙げられるが、実際の金融市場においては、こうした金融システム改革の流れと平行して、①取引・決済手段の多様化・迅速化、②金融理論や金融技術の進歩⁽⁴⁾、③リスクの分散・回避や短期・多額の資金調達・回収の容易化等が進み、金融取引の分野はなお一層の発展を遂げることとなった。

このように、情報通信革命の進行と金融取引の発展は、経済取引全般に大きな影響と変化を与えながら、現在も進みつつあるのである。

第2節 金融取引の発展がもたらしたもの

経済取引は、大まかにいうと生産要素(土地等、資本財、労働)取引や生産物(生産財、サービス)取引からなる実物取引と金融取引とから成っている。このうち、金融取引の態様は、更に①決済(実物取引等の対価のやり取り)、②投資(実物資産取得のための資金の提供+リスクの引受け)、③金融仲介(金融機関等による金融サービスの提供)に分類することができる⁽⁵⁾。

また、金融取引の「機能」を分解すると、①決済機能(貨幣など)、②信用創造機能(債権など)、③リスク分散機能(株式などのリスク・キャピタルへの投資)等に区分することができる⁽⁶⁾。

このような金融取引の機能は、従来、貨幣(決済)、債権(信用創造)、株式(リスク分散)などにより担われてきたのであるが、通信情報革命の進行や金融理論・技術の発達により新しい金融商品等が登場することによって、その機能自体がより強化されるとともに、コスト負担が少なくて済んだり、必要に応じ多

(4) 金融理論や金融技術の進歩によりもたらされたものとしては、①資産運用における理論価格の決定、リスクとリターンのコントロール、運用結果の評価、②、債券や貸出しとデリバティブを組み込んだ新たな金融商品等の開発等、③経営面での統合リスク管理や資産負債管理などがあげられよう。

(5) この分類は、中里実『金融取引と課税—金融革命下の租税法—』7頁(有斐閣、1998)によった。

(6) このような機能の分類は「金融機関の機能」として使われる場合が多いが、ここでは、この後の論旨の展開等に特に差し支えはないと考えられるので、これを金融取引の機能の分類として使っている。

様な組み合わせが可能になったりするなどの形で金融商品等の提供者と投資家の双方でその利便性が高まるという結果をもたらしている。そして、この新たな金融商品等が、今や金融市場において新たな分野を確立する存在となるとともに、更なる市場の変化のステップともなりつつある。

1 新たな金融商品等の登場とその利用形態

ここでは、まず、研究の前提として、金融取引の発展により登場した新しいタイプの金融商品等の内容を概観することとする。

新たな金融商品等の類型には次に掲げるようなものがあると考えられ、それぞれについて以下に述べるような機能や役割が期待されている⁽⁷⁾。

① 金融派生商品(デリバティブ)

先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引といった金融派生商品は、様々な経済取引からリスクを分離させ(実物資産への投資とリスク・キャピタルへの投資との完全分離など)、リスクの独立取引を可能とする。

② 資産の証券化

ABS(資産担保証券)に代表される資産証券化商品は、実物資産を金融商品化、すなわち、実物資産への投資単位を小口化して流通性を付与するものであり、資金調達を容易にするとともに資産の効率的運用を可能にする。

③ 仕組み債・種類株式

他社株転換可能債や子会社業績連動配当株式などのように、社債とデリバティブの組み合わせや種類株式の活用等により、投資家のニーズに合わせた多様な商品設計とその提供が可能となる。

④ 資産運用

投資信託などのように、投資家の資金をまとめて運用する仕組みが整備され、投資家の底辺の拡大等が進む。

(7) ここで取り上げた新たな金融商品等の類型やその内容については、中里・前掲注(5)8頁～9頁等を参考とさせていただいた。

⑤ 電子マネー・電子証券等

Suica、VISA Cash 等の電子マネーや電子証券の登場により、取引の決済や投資の迅速性、広域性、多様性を飛躍的に向上させることが可能となる。

⑥ その他

プライベート・バンキング⁽⁸⁾などのように、投資家の個々のニーズに応じた資産運用形態を専門家がアドバイスし手助けをするなどの金融サービスが可能となる。

2 金融取引の発展等と市場の変化

情報通信革命の進行と金融取引の発展は、上述のような新たな金融商品等を生み出しているばかりでなく、市場そのものにも大きな変化を与えている。

その第一は市場のグローバル化である。国際的な資本取引が増大し、市場の一体化と相互依存が進んでいる。このような中で、情報の均一化や取引の広域化・迅速化により市場の安定化と拡大化がもたらされている。しかし、その反面、個々の国や市場の特殊な事情(法制度、国際的緊張、システム対応の度合いなど)の変化による影響が、その国の国内市場に増幅されて現れたり、広く海外の市場に波及したりするなど、新たな不安定化の要因というものも同時に増大しつつある。

第二には、市場の高度化があげられる。投資家及び金融機関の双方で金融理論・技術の発達を背景とする経営管理やマーケティング管理などの高度化が進み、市場もこうしたことへの対応として取引内容・取引方法やサービスの高度化・専門化を進めざるを得なくなってきた。そして、それが更なる市場の高度化の進展の要因ともなっている。

(8) プライベート・バンキング(PB)は、一般的に一定額以上の個人資産を持つ富裕層を対象に、その資産を管理・運用して手数料を得るビジネスといわれている。最近では、日本証券アナリスト協会が、PB 事業にスイスと同様の資産管理者資格制度を創設する方針を固めたとする報道(産経新聞、2007. 5. 29)が行われるなど、積極的な動きが見られる。

第三としては、取引や投資家の多様化等がある。ネット証券の登場などに見られるように、これまでどちらかというとプロ同士の取引が支配的であった市場に一般の個人投資家が参入できる基盤が整備されたことなどにより、いわゆるリテール市場の拡大が見られる。また、従来は主に相対取引により行われ、当事者の範囲や取引の種類・規模等も限られていたデリバティブが、新たな市場商品(市場取引)として登場し、その地位を確立したのである。

第2章 金融取引の発展が惹き起こす 課税上の問題点

租税制度、中でも所得課税・取引課税・資産課税などの実体規定に関するものは、一般に行われている経済取引やその時々々の法制度などを前提として組み立てられている。したがって、租税制度の土台となっている経済取引や法的構造などが大きく変化したり、予定されていなかった新たな取引などが出現したりすると、それが引金となって、制度の適用・解釈はもとより、その基本的枠組みにまでも影響を与えるような課税問題が生じることがある。

このような経済取引の変化等により生じる課税問題の中には、個別の制度改革や既存の制度の下での適切な解釈・運用などによりある程度の対応が可能なものもあり、そのようなものについては、従来から課税当局において的確な対応を行う努力が続けられてきた。しかし、近年の、特に金融商品等の分野における変化については、その範囲の広さ、種類の多さ、スピードの速さ、専門性の高さ、複雑性の増大、国際的な課税環境など様々な要素が相まって、必ずしも十分な対応がなされているとは言い難いというのが偽らざる現実ではなかろうか。そして、こうした現実が、課税問題の拡大に更に拍車をかける新たな要因となっているように思える。

第1節 課税問題の底辺

金融システム改革等が進展してきた結果、従来は金融取引等のインフラ整備がなされていなかったことなどから、国内では提供されなかった金融商品等が提供されていたとしても限定的で課税上それほど大きな問題には至らなかったような金融商品等が、現在では広く一般にも提供されるようになってきている。また、金融理論や金融技術の発達により新しいタイプの金融商品等が生まれたり、それが更に他の金融商品等との融合などにより、一層高度化・複雑化した形で登場してきたりしている。加えて、このような金融商品等の取引の舞台と

なる金融・資本市場も、情報通信革命の進行等を背景に、国際的な取引の増大や市場間の競争・協調などを通じてよりグローバル化し、高度化するとともに、一般個人投資家をはじめとする新たな投資家が積極的に参加できるようになってきている。

そして、このような金融商品等の質・量・範囲等の複合的な変化の中で、これまで各種の制度や解釈適用・執行体制などの狭間に埋もれ、あるいは潜在的にその存在が意識されながらも一定の対応等によりそれほど大きな広がりを見せて来なかったような課税問題が、金融取引の発展等と歩調を合わせるように、更に専門化・複雑化しながら顕在化し拡大してきている状況が窺える。金融取引の発展等により生じる課税問題の態様は様々であるが、問題の底辺、あるいはその根本にあるものは、次節で指摘するように、もともと金融商品等に対する課税に内在していた問題であることが多い。

さらに、金融取引の発展により新たに生じたかのように見える課税問題の多くが従来から金融商品等に対する課税に内在していた問題に基因するものであるということが、問題をより深刻なものにしている。なぜなら、このような金融商品等に対する課税を含む現行の課税制度等に内在する課税問題を解決していくに当たっては、それぞれの課税問題に対する個別的な対応だけでは不十分なことも多く、これまでの租税体系、租税理論、租税実務等のあり方を根本から見つめ直す必要が生じてくる場合があると考えられるからである。

第2節 所得課税に関する問題

金融商品等に関する課税問題は、上述のように租税制度全体にまで及ぶような広がりを持つものであるが、その中心となっているのは、やはり、所得課税に関わる問題であろう。金融商品等に関する所得課税の問題については、最近、租税回避などに関連して個別の事案が報道されたりすることも多いが、本節では、そのような個別の課税事案の分析や検討ではなく、情報通信革命の進展に支えられた金融取引の発展が所得課税の仕組や租税制度にどのような影響を与

えつつあるかという基礎的な問題の整理に主眼を置くこととしているため、様々な態様の個別事案について直接触れることはせず、むしろそうしたものの底辺にある基本的な問題を、①実体法上の問題、②国際課税上の問題及び③執行と徴収の問題に分けて概観することとする⁽⁹⁾

1 実体法上の問題

金融商品等に関する実体法上の問題としては、金融商品等の多様化や取引の迅速化・国際化などにより、以下に掲げるような課税時期の変更、所得種類の変更、所得の帰属者や源泉地の変更といった課税上の操作が、これまで以上に短時間・低コストで極めて容易に行えるようになるということが挙げられる⁽¹⁰⁾。

(1) 課税時期の変更

課税時期の変更は、従来から「課税繰延べ」の問題として存在してきた。課税繰延べは、従来、様々な租税特別措置等が講じられる中で、将来的には課税対象となり得るという点において、ややもすると非課税や特別控除などのように現在ばかりか将来における課税をも放棄するような措置よりはまだましなものとして捉えられてきた傾向があるように思える。しかしながら、こうした評価は、上記の将来課税をも放棄する措置との比較において相対的・一般的に言い得るだけのことであり、そのことが課税繰延べ問題の本質や重要性を変化させたり減殺したりするわけではない。むしろ、課税繰延べが、単なる納税額に対応する期間の利益の享受にとどまらず、課税時期の違いを利用した利益の付替え(例えば、黒字の課税期間から赤字の課税期間へ、あるいは半永久的な実質非課税への転換など)をも可能にするものであるということや、金融取引の多様化、迅速化、低コスト化、規

(9) 本節における基本的な問題の分類・整理に当たっては、中里教授の著書(中里・前掲注(5) 10頁-11頁)などを参考とさせていただいた。

(10) このような操作は、課税所得の発生等に係る課税上のポジションをより有利な位置に変更するために行われる。

模の拡大等とこれを支える市場の発達が進んでいる状況の中で様々な態様の課税繰延べが合法的に作り出されつつあることなどを考えると、実際問題としてこれを軽視することはできない⁽¹¹⁾。

それでは、このような課税問題を惹き起こす課税繰延べとはどのようなものであるのだろうか。以下においては、このような課税繰延べの態様とそうした状態を作り出す課税上の扱いのいくつかを簡単に見ておくこととする。

① 収益計上時期の後倒し

- ・ キャピタル・ゲインの実現時課税(株式等、権利など)⁽¹²⁾
- ・ 各種の圧縮記帳制度
- ・ 保険商品の受取時課税(貯蓄保険、変額保険、個人年金保険、一時払い養老保険など)
- ・ 複利運用型の長期貯蓄商品の支払時課税(定額郵便貯金、スーパー定期など)

② 費用計上の前倒し

- ・ 減価償却の前倒し(定率法⁽¹³⁾、割増・特別償却、取得時全額償却など)
- ・ 準備金
- ・ 無形資産の形成のための支出(広告宣伝費等)

③ 外国子会社等の利用

- ・ 外国子会社等による利益の留保(配当(利益分配)の先延ばしなど)

(11) なお、法人税においては、このような問題意識に立って、次章第2節で述べるように、企業会計上の金融商品会計基準の策定と軌を一にして、デリバティブ取引や売買目的有価証券の評価を時価法によることとするなどの改正が行われ、金融商品の課税繰延べ問題に関しては一定の対応が行われている。

(12) この問題の背景には、相続の際にみなし譲渡課税を行わない non-recognition が認められていることがあるなどの指摘がされている(中里・前掲注(5)18頁)。

(13) 平成19年度改正では、定率法の償却率の見直し(定率法の償却率を定額法の償却率の2.5倍の率とするなど)により、改正前に比べ減価償却費の計上の前倒しが行われている。

(2) 所得種類の変更

次に掲げる例のように、所得種類の違いによる課税上の差異(所得金額の計算、源泉徴収の有無、適用税率の差、損益通算・損失の繰越の可否など)に着目し、所得の性格付け(所得種類)を変更することで、より有利な課税上のポジションを獲得することが可能になる。

- ① 源泉徴収される所得からされない所得へ(利子⇒オプション料など)
- ② 相対的に重課される所得から軽課の所得へ(配当⇒キャピタル・ゲインなど)
- ③ デットとエクイティの区分を利用したもの(配当⇒利子など)

(3) 所得の帰属者の変更

課税上有利な立場にある者(例えば、赤字を抱えた関連会社等)などに対し次に掲げる方法等を用いて利益を移転させることにより、課税上有利になるように利益の付け替えを行うことができる。

- ① 実体のない取引による経費控除(false business deduction)
- ② 移転価格(transfer pricing)
- ③ 費用分担(cost sharing)
- ④ 組織体(パートナーシップ、信託、匿名組合等)や金融派生商品(derivatives)の利用など

(4) 所得源泉地の変更

海外子会社等を利用することにより、税率、源泉税などの軽課国(タックスヘイブンなど)に利益を付け替える⁽¹⁴⁾。

2 国際課税上の問題

情報通信革命の進展と金融取引の発展に伴いクロス・ボーダー取引が活発化してきた結果、国や地域によって異なる税制・租税条約やその基盤となっている関連諸制度の差異等の利用が頻繁に行われ、次に掲げるような問題が

(14) 所得源泉地の変更は、所得帰属者の変更と組み合わせて使われることが多い。

拡大するほか、上記 1 に掲げた操作等が、国や地域の枠を超えて更に活発化することになる。

- ① 取引実態の把握の困難性、国境を越えた調査・徴収の国際法的限界の問題
- ② 国家の課税管轄権を越えた利益等の移動の活発化に伴う移転価格税制等による対応の困難化

3 執行上の問題

情報通信革命の進展と金融取引の発展とが相まって、次のような執行上の問題を惹き起こしている⁽¹⁵⁾。

- ① 金融商品等の移転の容易性や複雑で難解な契約内容とそれらの組み合わせなどにより、課税の基礎となる取引事実や取引形態の把握が一層困難となる⁽¹⁶⁾。
- ② 取引の法的構成の多様化や複雑化などにより、その一部を構成する個々の法律関係の組み合わせに従った課税と取引全体の経済的実質を捉えた場合の課税との間に齟齬が生じるなど、従来の法制度・法解釈や執行体制による対応だけでは対処が困難となる場合が生じる。

第 3 節 租税制度全体にかかわる問題

前節でも触れたように、情報通信革命の進展と金融取引の発展が経済の国際

(15) さらに、本文に掲げたような執行上の問題の解決のためには、専門的知識を持つ人材の育成、各種の制度整備、事務量の投下など、多大な時間とコストを要することになる。

(16) デリバティブ等を組み込んだ金融商品等の中には、投資家が商品の具体的な内容等を知らされていないものもあることが指摘されている。このような指摘としては、米田隆・太田洋「ハイブリッド型金融派生商品の課税問題—オプションを組み込んだ仕組債を中心として—」租税法学会編『金融取引の課税問題』租税法研究 24 号 38 頁(有斐閣、1996)で取り上げられている日経平均リンク債がある。

化と組み合わせられて直接生じる問題のうち最も大きなものは金融商品等に係る所得課税の困難化であると言えようが、ここでは、そのような所得課税の困難化が租税制度全体に投げかける問題というものについて簡単に見ておくこととする。

経済の国際化は、それ自体を情報通信革命の産物とみることができるが、こうした経済取引の変化に、取引コストが低く様々な機能と態様を持つ金融商品等を絡めると、これまで国内に存在し、国内で発生していたはずの利益、資産、事業等を、容易に軽課国にシフト(海外逃避)させることができるようになる。特に、「逃げ足が早い」といわれる法人所得や資産性所得一なかんずく、金融商品等から生じる所得一などについては、こうした動きが顕著となる。その結果、わが国の課税ベースがその根底において狭くなり、やがては税収の減少をもたらすことになる。この税収の減少を所得課税の一般的な強化⁽¹⁷⁾で補おうとすると、そのことが更に課税ベースの海外逃避を助長するということになり、ますます税収が減少しかねない。むしろ、こうした税収や税源の流出をいかに低く抑えられるかということが現実的な課題であり、現在の国際的な流れなのではなかろうか。そして、このような金融所得等の課税ベースの流出が食い止められず、税収の減少等が大きくなって行けば、代わりの税収の確保の方策として、いわゆる「逃げ足の遅い」労働所得や消費などへの課税強化というものが俎上に上ってくるのが考えられる⁽¹⁸⁾。

翻ってわが国の最近の税制の議論を見ると、個人の金融所得課税の一体化が進められるとともに、法人税率の引下げや消費税率の引上げ等の議論が高まってきている。今のところ法人所得、金融所得などの海外逃避の実態やその影響の全体像が客観的に示されていないことなどもあるせいか、このような税制の

(17) 例えば、所得税の累進税率の引上げなど。

(18) 北欧諸国は、資産所得等の海外逃避等の状況を背景として二元的所得税の導入に踏み切ったと言われている(森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化—残された問題—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』232頁～233頁(日本証券経済研究所、2004))。

議論が課税ベースの海外逃避等への対応と直接関連づけて説明されることは少ないが⁽¹⁹⁾、課税ベースの海外逃避等に伴う税収の減少やそれに伴うコンプライアンスの低下などが更に深刻になり、顕在化することになれば、そうしたことへの対応という観点からも、現在行われつつある金融所得課税の一体化等や法人税率・消費税率などの議論が一層高まっていくことが考えられる。

(19) 現在のところ、金融所得課税の一体化は「貯蓄から投資へ」という政策的要請等の観点から、法人税率の引下げは国際競争力の維持等の観点から、消費税率の引上げは社会保障給付を賄う安定的財源の確保等の観点から議論されることが多い。

第3章 金融商品等に対する課税問題への 対応と課題

第1節 検討の必要性とその視点等

1 検討の必要性

そもそも、企業や個人が経済活動を行う場合、少しでも多くの利益を得るために最も経済合理的な方法を選択するのは当然であり、このような選択と行動が、経済全体の活発化や各種の制度等の国際的な調和への接近などに大きな役割を果たしてきているのも事実である。そして、情報通信革命の進展と金融取引の発展は、こうした経済活動の効率化、多様化、国際化や活発化などに大きく寄与してきたし、今後も、その更なる発展等を通じて一層大きな役割を担うことになるのであろう。

およそ、企業や個人にとっての税負担は、経済的に見ると一種のコストとも考えられ、個々の企業や個人がそのような考えに立つとするならば、そこにコストをできるだけ低く抑えようとするインセンティブが働くことは容易に推測できる。また、現実の経済取引においては、そうした認識の下で、最大の経済効果を得るため、様々な経済取引の中から税負担をできるだけ低く抑えることができる取引形態を選択しようという裁定が常に働いているといっても過言ではなからう。そしてこのような行動の背景には、実際に経済的に合理的な取引を選択した結果として先に実体法上の問題として示したような現象が生じたとしても、その取引が実体経済の中で合理的な理由に裏付けられた正常な経済取引の範囲内のものである限り経済的には非難されるものではないという考えや、更にもう一步踏み込んで、租税裁定だけを目的にした取引であってもコストを削減するのであるから問題はないという考えなどがあるように思える。

しかしながら、先に見てきたように、一方において、情報通信革命の進展や金融取引の発展の結果様々な課税上の問題が生じていることも紛れのない

事実であり、これを無制限に放置すれば、課税の公平や公正な執行が阻害されるとともに、国家財政の源である税収が著しく減少するおそれがある。さらには、租税裁定取引のために正常な経済取引自体が歪められ、却って社会経済全体とて非効率な方向に進んでいくことも懸念される。

このような状況を踏まえれば、金融商品等に対する従来の伝統的な課税のあり方については、先に掲げた問題点を踏まえ、金融取引の進展等をできるだけ阻害しないことを念頭に置きながら、金融商品等の現状把握と将来の動向予測を的確に行いつつ、国際的な対応の方向性をも見据えた検討を行うことが急務であると考えられる。

2 検討の視点等

金融商品等に関する課税問題の検討に当たっては、ある程度問題を整理して考える必要がある。なぜならば、金融商品等は経済取引の様々な場面で広く利用されており、その使われ方によっては課税問題の現れ方も異なってくると考えられるからである。こうした観点から検討の視点を整理してみると、次のような二つの視点が考えられる。

その一つ目は、一般的な取引・投資のベースとなる個々の金融商品等に対する課税問題についての視点である。これは、プロモーターや金融機関などの手によって一般化・商品化(定型化)され、多くの投資家が広く利用することのできる金融商品等に対する課税の問題である。その要素としては、個々の金融商品等についての①収益・費用の範囲・計上時期、②所得の計算方法、③損失の範囲とその扱い、④課税方法、⑤税率、⑥源泉徴収、⑦法人税課税と所得税課税との調整、⑧適正課税を担保するための方策などが考えられ、これらについて、類似商品との課税のバランス、予測可能性、執行可能性、全体のコスト負担等を考慮した検討が求められる。

二つ目の視点は、個々の企業や個人のニーズに応じて様々に仕組まれる金融商品等を組み込んだ一連の複合的な経済取引について、全体として実現される経済的な効果等を見据えた場合の課税問題に関する視点である。これは、

多くの場合「租税回避の否認」の分野で問題となるものであり、一連の経済取引を租税回避と判断する反社会性の認定の基準やその否認の理論的根拠・方法についての問題などが中心となる。

これらの問題は、いずれも、最終的には広い意味での租税回避の問題とそれへの対応という共通語で括られる面があると考えられるが、本稿では、これら二つの視点のうち、様々な課税関係の基本となる一つ目の個々の金融商品等に対する課税問題についての視点に立った検討を行うこととしている。これは、筆者が二つ目に掲げた租税回避に関わる問題を取り上げるに十分な識見を持ち合わせていないということもあるが、いくら金融商品等を組み合わせて行う租税回避への対応を考えても、その対応の基本となる個々の金融商品等の課税について疑義や問題があれば、満足な対応ができるかどうかも定かではなくなるし、そうした基本的な問題を抱えた金融商品等が一連の取引の組み合わせの中で租税回避のための重要な手段として用いられることがままあることなどを踏まえると、やはり、金融商品等単体の課税のあり方が課税関係の出発点であり、最も基本的な課題となると考えたからである⁽²⁰⁾。なお、次節以下においては、前章に掲げた基本的な問題の中から特に重要と思われる実体法上の問題(中でも、課税繰延べ及び所得種類の変更の問題)と実態把握の困難化の問題を取り上げ、これらへの対応の方向性や課題について検討していくこととする。

第2節 実体法上の問題への対応と課題

先の問題提起(前章第2節)においては、金融取引の多様化・迅速化等の進展に伴う実体法上の問題として、①課税時期の変更、②所得種類の変更、③所得の帰属者の変更、④所得源泉地の変更の4項目を掲げた。これらの問題の概要

(20) 二つ目の視点からアプローチを行ったとしても、個々の金融商品等に関する基本的な課税問題は避けて通れないという認識も、本稿で一つ目のアプローチを選択することとした理由である。

についてはそれぞれの項目で触れたとおりであるが、ここで再度強調したいのは、これらの問題はいずれも金融取引の発展により新たに発生したものではなく、従来から現行制度に内包されてきた基本的な問題であるということである。こうした基本的な問題が、金融取引の発展等に伴って拡大し、顕在化してきたというのが実体法上の問題の本質の一面を形成していると考えられる。したがって、こうした問題を根本から解決しようとするならば、事柄によっては、多少の手直しではすまされず、現行の制度や執行の基本を根本から検討し直さなければならない場合が生じることにもなる。

1 課税時期の変更への対応と課題

(1) 課税繰延べの発生原因等

課税時期の変更(課税繰延べ)は、将来への収益の繰延(先延ばし)と費用(損失)の前倒し計上(先取り)により行われる。これが課税上問題とされる理由は、こうした操作により課税の繰延べによる時間的利益(金銭の期間的価値＝運用利益相当分)を発生させたり、課税上有利な課税期間に課税時期を変更することにより負担すべき税額そのものを減少させたりすることができるからであり、更には、課税の永久的な繰延により実質的な非課税を創り出すことなども可能だからである。

そもそも、わが国の所得税・法人税は包括的な所得概念を基礎に置いていると言われている。この包括的所得概念は、サイモンズの定義によれば、所得は「消費に用いられた権利の市場価値と期首・期末間における保有財産権価値の変化の代数和」⁽²¹⁾とされ、これを簡単な算式で表すと「所得＝消費＋資産純増」となる⁽²²⁾。したがって、このような包括的所得概念に忠実に所得を認識しようとするならば、課税期間中の消費の額や純資産の増減額を正確に把握しなければならない。そして、その把握に当たっては、

(21) Simons, H. C. (1938) 「Personal Income Taxation」 university of Chicago Press. p. 50

(22) 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』4頁(日本評論社、1986)。

消費の額は消費のために費やした財やサービスの市場価格で測定することが求められ、純資産の増減額はその課税期間の期首・期末のすべての資産・負債を時価で評価して測定することが求められるのである。もっとも、法人の場合には、基本的に消費という行動パターンが存在しないと考えるのが一般的であることから、純資産の増減が所得を認識するための主要な要素となる。

ここで、まず、我が国の現実の法人税の所得計算構造の変遷を見ておくこととする。法人の所得に対する課税が行われたのは明治32年からであり、当初は第一種所得として所得税が課税され、その後、大正15年に所得税から分離・独立する形で法人税が創設されたのは周知のとおりである。法人所得(第一種所得)に対する課税が行われた当初は、法人所得の計算の基本構造は「総益金」から「総損金」を控除するというものであった⁽²³⁾。この大枠は、形式的には現在でも大きな変わりはない。ただ、当初から昭和40年の法人税法の全文改正までの間は、総益金・総損金(あるいは、益金・損金)の範囲等が、法令上明確に規定されてはこなかった。このため、法人所得に対する課税が行われた当初は、賦課課税制度の下で、課税の基礎となる所得金額の申告は確定決算として商法その他法人の準拠法に従って作成された財産目録、貸借対照表及び損益計算書を前提に行われていたと思われる、したがって、基本的にはその時々会計実務の内容がそのまま所得計算や所得金額に反映されていたものと考えられている⁽²⁴⁾。その頃の税務訴訟判決の内容を見ると、当時の商法が時価主義を採っていたものとみられ

(23) 創設時の状況は、「第一種所得の計算方法は、各事業年度の総益金から同年度の総損金、前年度繰越金及び保険責任準備金を控除したのものによると規定され、なお取扱方心得において「純益金から前年度繰越金を控除するのは、前年所得税を課せられたものに再び所得税を課さない趣旨によるものであるから、前年度の益金に包含されないものは控除するに及ばない」旨の名文の規定がある外、所得の計算に関する詳細な規定は何等設けられていなかった。」とされている(大蔵省主税局調査課『所得税・法人税制度史草稿』5頁(1955))。

(24) 忠佐市「プレ税務会計史—シャープ税制に至るまでの税務会計の進展—」税理19巻12号7頁(1976)。

(25)、これを額面どおりに受け取るならば、所得金額の申告の基礎となる財産目録、貸借対照表、損益計算書なども時価主義の下で作成されていたと考えられる。しかし、一方で、当時の商法違反事件での会社側の主張の内容やその後の時価以下主義の導入につながる商法改正の動きなどを分析して、会計実務の動向がむしろ動態観的・損益法的体系に拠ろうとしていたらしいことを指摘する見解⁽²⁶⁾が存在することや、すべての財産債務の時価評価の困難さは現在よりも数段大きかったことなどを考慮すれば、時価評価についての商法上の建前と会計実務の実際とは必ずしも一致していなかったと見ることができるのではなからうか⁽²⁷⁾。

一方、法人税(第一種所得税)の課税対象となる所得金額については、明治末期以降に行政裁判所で積み重ねられた税務訴訟の判例の内容⁽²⁸⁾や、課税庁の取扱い⁽²⁹⁾が、総益金・総損金についての商法の考え方との整合性を

(25) 明治41年の行政裁判所の判決(行政三判明41・2・29[明治40年89号](行録19輯206頁))では、資産の評価益の総益金への算入に関連して「商法第二十六条ニ依レハ時価ノ差増額ヲ益金ト為スコト明カナルヲ以テ随テ第四条第一号ノ総益金中ニハ時価ノ差増額ヲ包含スルモノト云ハサルヲ得ス(この文章は、判例体系・行政法4(VII)巻596頁～597頁から引用)」と判示している。

(26) 忠・前掲注(24)7頁～8頁。

(27) あるいは、「まだ、商法上の時価主義の考えがすべての法人に浸透しているという状況ではなかった」という言い方ができるかもしれない。

(28) この時期における総益金・総損金の意義についての判例としては、昭和2年7月16日行政二判・大正14年43号(行録38輯868頁)の「所得税法ノ第一種所得ノ計算ニ関スル規定ニ所謂各事業年度ノ総益金及総損金トハ其ノ事業年度内ニ於ケル収入金支出金ト云フト同意義ニハアラスシテ其ノ事業年度内ニ於ケル財産及財産価額ノ増減ヲモ包含スヘキモノト解スヘキ(この文章は、判例体系・行政法4(VII)巻593頁から引用)」などを、また、資産の評価益についての判例としては、明治41年2月29日行政三判・明治40年89号(行録19輯206頁)の「所得税法施行規則第三条ニ損益計算書ヲ提出スヘシトアリ又所得税法第九条ニ計算書ニ依リ所得ヲ決定ストアリテ提出スヘキ計算書ハ営利法人カ商法ノ規定ニ基キ調整シタルモノナラサル可ラサルヤ明カナリトス而シテ商法第二十六条ニ依レハ時価ノ差増額ヲ益金ト為スコト明カナルヲ以テ随テ第四条第一号ノ総益金中ニハ時価ノ差増額ヲ包含スルモノト云ハサルヲ得ス(この文章は、判例体系・行政法4(VII)巻596頁～597頁から引用)」などを挙げることができる。

(29) このような取扱いには、昭和2年総合通達主秘第1号(「法人の資産の評価による

尊重し、あるいは、それに依拠するような方向で統一されていることなどからも窺えるように、商法の考え方に重心を置いた運用がなされていたことがわかる。ただ、これについても、会計実務の実態や法人と課税当局の双方における時価の把握等の困難性などを考えると、どこまで徹底されていたかまでは定かでない。その後、法人の所得(第一種所得)の基本的な計算構造については、長い間このような状態が続いていたが、商法が徐々に企業会計の考え方を取り入れるなどして変化してきたのに合わせ、課税上の扱いもそれに応じて変化してきた⁽³⁰⁾。

そして、昭和 40 年の法人税法の全文改正では、昭和 38 年の改正商法においてそれまでの時価以下主義に代えて取得原価主義が導入されたことを踏まえ、原則として評価損益は益金又は損金に算入されないことが明確化された⁽³¹⁾。その後、昭和 42 年の公正処理基準の導入⁽³²⁾なども行われ、現在では、法人の所得計算は、企業会計の計算理念である損益法を基調とする実現主義を所得の計算構造の基礎に置いて構成されていると理解されている⁽³³⁾。

増減差額はこれを総益金または総損金中に算入するものとする)並びに昭和 25 年法人税基本通達 51(「益金とは、・・・資本等取引以外の取引により、純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう)及び同通達 52(「損金とは、…資本等取引以外において、純資産減少の原因となるべき一切の事実をいう)」がある。

- (30) 例えば、前掲注(29)の通達等は、先に掲げた判例(前掲注(28)参照)や大正 11 年 5 月 15 日の行政裁判所の判決(行政一判大 11・5・15[大正 11 年 54 号]行録 33 輯 525 頁)をはじめ、その後の一連の判決の影響を受けたものと考えられる。
- (31) 改正後の法人税法では、益金の額は同法第 22 条第 2 項において「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は金の提供、無償による資産の譲受けその他の取引…に係る当該事業年度の収益の額」と規定され、同条第 3 項では損金の額として収益に係る原価、販売費・一般管理費、損失等の額が規定されている。
- (32) 法人税法第 22 条第 4 項で、収益の額及び損金の額は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と規定されている。
- (33) 企業会計は、企業から株主、債権者、経営者などの企業内外の各種利害関係者に対し、これらの者が企業の将来性・収益性、資本の管理運用状況、債務返済能力などについて適切な判断と意思決定を行うために必要な会計情報を提供することを目的としている。こうした目的との関係で、企業会計は利益獲得のための企業努力や

他方、個人の所得税においては、法人の場合と異なり、①会社法(商法)の計算規定のような強行規定や企業会計基準のような強力な会計指針が存在せず、会計慣行が定着していないこと、②納税者が事業者に限られているわけではなく、すべての者に一定水準以上の会計処理を強いるのは困難であること、③もともと、個人所得税は制限的所得概念から出発し後に包括的所得概念に移行したという歴史的経緯、④現在も所得分類ごとの所得計算が維持されているという制度的な要因、⑤個人は一面において消費者であり、その財産債務を消費(生活)に関するものとそれ以外のものに明確に区分することが困難であるとともに、課税当局が消費そのものを正確に把握することが困難であるという技術的な問題、⑥未実現利益に対する課税を全面的に行った場合には納税資金による生計費の圧迫が生じるため理解が得られにくいことなどの問題があり、各種所得の計算方法については従来どおりそれぞれの所得区分ごとの実現主義に基づく損益法による所得認識・所得計算が維持されてきたものと考えられる⁽³⁴⁾。

それに費やした経済価値とその成果との差額を期間損益として把握する損益法を中心としており、経理思想としての動態論と結びついていると考えられる。また、企業会計は、発生主義会計を基本として合理的な期間帰属を通じて期間業績を反映させようとしているが、保守主義的な考えや利益の処分可能性等の問題などから、収益の認識については実現主義を採用しているものと考えられる。

- (34) 大正末期から昭和初期ごろの法人と個人の所得計算の違いの背景を示すものとしては、大蔵省主税局調査課・前掲注(23)38頁で引用している「所得税の対象たる所得の意義如何についても種々議論があり各国の立法例も区々であるが、大体二の観方がある。先づ第1は一定期間に於ける資産・勤労・営業等各所得源毎の収入金額より、各これを得るに必要な経費を控除した金額の総計を以て所得とする観念であり、第2は一定期間に於ける資産の増加額より資産の減少額を控除した残額を以て所得とする観念がこれである。我が国所得税に於いては個人の第3種の所得に付いては前者により、法人の第1種の所得に付いては後者によつてゐる。蓋し法人に付いては商法その他の法令上、帳簿書類が完備し、財産目録、貸借対照表等に依り容易にその純資産の増加額を捕捉し得るが、個人に付いては必ずしもこれが容易でないので、斯かる差異が設けられてゐるのである。その結果として、法人に付いては一時の所得は勿論、資産価格の増減等一切の事実がその所得に加味されることになるが、個人に付いては税法所定の各種所得の源泉毎にその収入金額よりこれを得るに必要な経費を控除して所得を計算するので、一時所得、資産価格の増減、家事

このように、実定法である所得税法及び法人税法における所得金額の計算構造においては、従来から、包括的所得概念の基本である純資産増加説(発生主義・財産法・時価法)がそのまま採用されてきたわけではない。こうした現実、実定法が採用している実現主義が、包括的所得概念と会計実務上の問題や租税政策上の要請との接点を求めてやむを得ず採られた現実的な対応の結果であって、所得税や法人税の理論的基礎にある包括的所得概念を否定する趣旨のものではないとしても⁽³⁵⁾、その最終的な形だけを見るならば、包括的所得概念の理論的基礎にある純資産増加説の立場からは理論的に許容でないものであるという見方ができないわけではない。そして、そのことが、実定法において未実現利益を中心とする課税繰延べの問題を発生させるそもそもの原因を作り出しているという指摘ができるのである。

また、こうした理念的な立場からは一応離れて、実定法が採用している実現主義を租税政策上の一つの合理的な選択と考えたとしても、実現主義に基づく会計処理の中では取引や資産等の選択⁽³⁶⁾により損益の計上時期を操作することが可能であり、このことが、課税繰延べを発生させるもう一方の要因となっているのである。

上の諸経費等は原則として考慮せられないことになつてゐる。」(田中豊著『税法』90頁(発行所・出版年不詳))という記述が参考になる。

- (35) 中里教授は、実定法で実現主義が採用されてきた理由として「実際には、様々な資産について時価を求めることは執行上困難であるためと、納税資金を考えると含み益に対する課税が困難な場合もある」ことを挙げ、さらに、実定法における実現主義の採用を「本来採用すべき時価主義が執行上困難なところから採用されている次善の便宜的な方法にすぎないのである」と指摘している(中里実「所得課税における時価主義」税研15巻4号40頁(2000))。また、金子宏教授は、未実現利益の課税について、その捕捉・評価の困難性を踏まえた上で、「それらを課税の対象とすることはどうかは立法政策の問題である」と述べている(金子宏『租税法[第十一版]』192頁(弘文堂、2006))。
- (36) 例えば、毎年利払いのある預貯金などと、満期時に利払いがある預貯金(複利運用型の長期貯蓄商品)・譲渡しなければ損益が認識されない株式等・貯蓄性の高い保険商品などとの選択がある。

このようにみていくと、実定法が実現主義を採っている限りは、いずれにしても課税繰延べが解消することはなく、課税繰延べの問題は現行制度そのものの中に内在している避けがたい問題であるとみることができる。

そもそも、企業会計においても発生主義会計の全面的な採用には利益処分可能性の問題や時価評価の困難性などの問題があると考えられる。このような企業会計における基本的な問題は、所得課税の分野においても所得金額の計算方法や納税資金の面で共通するものである。しかし、こうした問題は、同じ所得課税の範疇に属するものであっても、所得税と法人税とでは、前述のような背景等の相違からその関わり方や深さ・大きさにかなりの違いがあると考えられ、このような違いを前提とするならば、法人税と所得税では課税繰延べに対する対応の仕方もおのずと異なってくるように思われる。こうした視点から捉えると、法人税の課税繰延べの問題については、法人税の所得計算が企業会計を基礎として損益法を中心とした実現主義により組み立てられているという現状等を前提としつつ、企業会計の目的との相違に基因するような事柄など主に課税分野の理論から問題となるような事項は独自の立場から着実に検討を進めるとともに、全体としては、会社法・企業会計の状況や今後の動向を踏まえ、これらの会計処理との目的の違いを念頭に置きつつ、法人税の基本的な考え方に従ってその対応の方向を的確に見定めていくことが必要であろう。また、所得税の課税繰延べについては、様々な面で困難な問題を抱えているという事情にはあるものの、課税当局による金融資産等の把握に対する理解の浸透や実務的な会計能力・会計慣行の向上の拡大などを長期的な課題としつつ、当面は課税繰延べ利用のインセンティブを極力少なくするなど、税制面での現実的な対応を中心に考えていく努力が必要なのではなかろうか。

(2) 金融商品等の課税繰延べと法人税

我が国では、近年、企業会計の分野で「日本版会計ビッグバン」といわれる会計制度全般にわたる国際会計基準化が進められている。その一環として、金融商品会計については、平成11年1月に「金融商品に関する会計

基準」(以下「金融商品会計基準」という)が設けられ、金融商品の評価について従来の取得原価主義に代えて時価評価が採用されたのをはじめ、適用対象となる金融商品の範囲やその発生及び消滅の認識などの処理基準の明確化などが図られた⁽³⁷⁾。

このような企業会計における金融商品の時価評価等の導入と機を一にして、法人税においては、平成12年度改正で、金融商品や金融取引(売買目的有価証券、償還期限及び償還金額のある有価証券、デリバティブ取引、有価証券の空売り・信用取引・発効日取引・引受け)について時価評価を行うなどの改正が行われた⁽³⁸⁾。この改正により、法人税における売買目的有価証券やデリバティブ取引などについての課税繰延べ問題は、ほぼ解消したようにも考えられる。

しかし、これらの内容を見ると、金融商品会計基準においても金融商品のすべてについて時価評価が適用されるようになったわけではない。例えば有価証券だけを取り上げてみてもわかるように、売買目的有価証券やその他有価証券については原則として時価評価が行われる⁽³⁹⁾が、満期保有目

(37) 金融商品についての会計処理基準の整備に関しては、本文記載の「金融商品に關する会計基準」に続き、平成11年12月に「外貨取引等に関する会計基準」が改訂され、翌平成12年1月には日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」が発表されている。

(38) これらの改正の趣旨は、「内国法人が短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的(短期売買目的)で有価証券の売買を行っている場合には、有価証券の価格の変動によって生じた評価益又は評価損についても、有価証券の売買によって生じた譲渡益又は譲渡損と同様に、利益又は損失が生じたものと考えられることから、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理と考えられ」たこと(売買目的有価証券)や、「デリバティブ取引は、いわゆるオフバランス取引として、その決済が行われるまで損益を認識しないものとされていましたが、従来、これを利用した租税回避の問題が多数指摘されて」いたこと(デリバティブ取引)などと説明されている(柴崎俊哉「法人税法の改正」大蔵財務協会編『平成12年度改正税法のすべて』168頁・178頁(財団法人大蔵財務協会、2000)ほか)。

(39) その他有価証券のうち取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められる債券については、まず償却原価法を適用する(時価評価との併用)こととされている。

的の債権や子会社株式・関連会社株式は原価法によることとされている⁽⁴⁰⁾。法人税においても、多少の違いはあるもののこれとほぼ同様の改正が行われており⁽⁴¹⁾、金融商品等の時価評価の適用は部分的なものに止まっている。このように、金融商品とされるものの中でさえ時価評価の対象となるものの範囲は限られており、会計基準や法人税法を全体として見ると、依然として実現主義がそのベースの位置を保っており、一部の金融商品のみが例外的に発生主義(時価評価)の適用を受けるというように、実現主義と発生主義が混在する状況にあると考えられる。

こうした状況の中、会計理論の分野においては、金融商品会計基準の設定について、単に会計の国際基準への転換という表面的な理由だけに止まることなく、実現主義を基本とする会計処理の体系の中で金融商品に特別に時価評価を適用することやその範囲の限界などを積極的に理論付けようとする試みが行われている⁽⁴²⁾。会計分野におけるこのような理論付けの試みは企業会計の目的を踏まえながら行われていると考えられるが、法人税においても、適正公平な課税という目的や租税政策の観点から、企業会計との目的の違い等を十分踏まえた上で、このような会計上の理論付け等も参考にしつつ、課税上時価評価を行うべき金融商品の範囲等の理論的な根拠付けについて、独自の検討を行う必要があるのではなかろうか。

また、こうした理論的な検討と併せて、法人税の時価評価の対象となる

(40) 原則は取得原価による。ただし、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法による。

(41) 有価証券の時価評価に関しては法人税法では売買目的外有価証券は原価法によることとされているのに対し金融商品会計基準ではその他有価証券は時価評価とされていること、償却原価法の適用に関しては法人税法では一律に定額法が求められているのに対し金融商品会計基準では利息法が原則(継続適用を要件として定額法の選択が認められる)とされていることなど、法人税法と金融商品会計基準との間にはいくつかの点で多少の違いがある。

(42) このような会計分野における金融商品の時価評価に関する理論付けの試みの内容については、高木美満子「法人税法における有価証券の時価評価—その理論的根拠と拡大可能性—」税務大学校論叢 51号 548頁～559頁(税務大学校、2006)にコンパクトにまとめられている。

売買目的有価証券の具体的な範囲等の個別事項についても、引き続き検討を行う余地があろう。例えば、現行法人税法における売買目的有価証券の要件について見てみると、法令上の基本的な要件は、まず、①法人が短期売買目的で取得したものとされており、これに、②専担者売買有価証券にあっては短期売買目的で行う取引に専ら従事する者(短期売買専担者)が行ったものであることという要件が、その他のものにおいて短期売買目的以外のものと勘定科目を区分して帳簿書類に記載することという要件がそれぞれ付加されている⁽⁴³⁾。これらの要件のうち、上記①の短期売買目的かどうかは法人の主観的要件であり、②は客観的要件であると考えられる。したがって、たとえ実際に法人が短期売買目的で取得したものであっても、それをあえて、短期売買専担者に取引をさせず、あるいは、帳簿書類に短期売買目的有価証券として区分して記載しなければ、法令上はこれらの要件に該当しないことになり、その取得をした有価証券は売買目的外有価証券となって時価評価の適用を受けないこととなる。上記①の要件は法人の主観的要件であり、課税実務上法人の意図の存否を証明することが難しいことに加え、法人の意思により②の取引担当者の選択や帳簿書類への区分記載が操作できるということになると、恣意的に時価評価の適用を免れられるといった課税上の弊害が生じかねない。こうした問題への対応という観点も含め、客観的な諸条件から売買目的有価証券とすべきことが適切とであること認められる場合には、課税当局が売買目的有価証券として是正できるような方策なども今後検討すべき課題の一つと言えるのではなかろうか⁽⁴⁴⁾。また、特にデリバティブ取引については、市場価格等の指標がないもののうちみなし決済金額の算出が可能なものについては合理的な方法

(43) ここで取り上げたのは、法人税法第61条の3第1項第1号、同法施行令第119条の12第1号及び同法施行規則第27条の5第1項の規定である。

(44) 特に、中小企業については、金融商品会計基準に従うことが必ずしも強制されていないことを考えると、問題は小さくない。

にすることができるとされている⁽⁴⁵⁾ことから、評価方法の選択により評価額が異なってくる場合が生じる。このため、適切・公平な課税を確保する観点からは、企業が実際に利用した価格計算モデルが課税上也真に合理的なものであるかどうかを適切に判断していくことが必要であり、そうした価格モデルの理論的根拠や妥当性などについても不断の検証と対応が求められよう。

さらに視野を広げてみると、金融商品の会計基準に関する主要国の会計基準設定主体の共同作業グループ(JWG)が、金融資産・負債を公正価値で測定し、そのすべてを損益計算書で認識するという内容の新たな国際会計基準の公開草案(JWG ドラフト基準)⁽⁴⁶⁾を公表しており、国際的な場で金融商品の全面時価会計への移行等が検討されている。このような検討は、投資家が適切な投資判断を下せるように会計処理に対する経営者の裁量を極力排除する観点から行われているものであり、その支えとなっているのはファイナンス理論等に基づいて作り出されてきている様々な価格決定モデル⁽⁴⁷⁾への信頼であるように思える。この全面時価会計への移行の動きは現在のところ国際的な潮流と言えるまでには至っていないと考えられる⁽⁴⁸⁾が、

(45) 法人税法施行規則第 27 条の 7 第 3 項各号及び法人税基本通達 2-3-39(3)。

(46) Joint Working Group of Stand-Setters(2000), "Draft Standard and Basis for Conclusions : Financial Instruments and Similar Items". JWG(日本公認会計士協会誌『金融商品及び類似項目』(日本公認会計士協会、2001))

(47) 例えば、取引相場のない株式の評価については、配当割引モデル(DDM)、割引キャッシュフローモデル(DCFM)、残余利益モデル(RIM)など株主資本価値を推定するための様々なモデルが開発されている(辻山栄子「ゴーイング・コンサーンである会社の取引相場のない株式の評価—企業会計の視点」税研 20 巻 3 号[118] 28 頁(財団法人日本税務研究センター、2004)参照)し、また、オプション価格モデルとしては、ブラック=ショウワルズモデル、2 項モデル、2 項格子構造モデルなどが存在する(岡村忠生『法人税法講義[第 2 版]』253 頁~264 頁(成文堂、2006)参照)。

(48) JWG ドラフト基準に対しては、日本公認会計士協会が、2001 年 9 月 28 日に出した『JWG ドラフト基準「金融商品及び類似項目」に対する日本公認会計士協会のコメント』において以下のような理由により採用には反対する旨の回答を行っている。

① すべての金融商品を公正価値で評価する技法が十分確立されておらず、各国の資本市場がそれに確実に対応できるほど成熟していない。

近年の我が国における一連の会計基準の改訂が会計基準の国際標準化を目指していることを考えると、今後とも、こうした国際的な会計分野の動向には、十分注意を払っていく必要がある。

いずれにしても、以上のような法人税における金融商品の時価評価に関する検討に当たっては、企業会計と法人税における所得計算の目的、カバーする法人の範囲の違い、法人税が実際の納税(強制徴収権を背景に持つ企業収益に直接貢献しない現金等の流出)を伴うものであることなどを勘案すれば、法人税には企業会計等に比べてその所得の認識や計算に関しより高い確実性と客観性が求められると考えられ、このことを念頭に置きながらその具体的な範囲や評価手法などを判断していく必要があると考えられる。なお、その際には、金融商品の中でも例えば有価証券とデリバティブというような内容・性格や取引形態などの異なるものごとに、その違いや取引の目的に応じた対応⁽⁴⁹⁾を行っていく必要がある。

(3) 金融商品等の課税繰延べと所得税

他方、所得税においては、金融商品や金融取引について法人税のように時価評価の導入といった形での対応は行われていない。所得税においてこうした対応が行われなかったことについては、税制当局から特別に何らかの説明がされているわけではないが、その背景には次のような事情があるものと推測される。

このような事情としてまず考えられるのは、個人の場合、所得税法上の帳簿書類の記録・保存義務は、不動産所得、事業所得及び山林所得を生ずる業務に係る取引に関する損益(総収入金額及び必要経費に関する事項)に

② その他多くの個別的な反対意見や異なる見解を有している。

③ 包括的公正価値会計モデルの導入に対し、社会一般からの幅広いコンセンサスはまだ得られていない。

(49) 例えば、現行制度においても、有価証券については時価評価の対象を売買目的有価証券に限定したり、デリバティブについては基本的にすべてを時価評価の対象としつつもヘッジ目的のものは別扱いとしたりというように、投資目的等に添った対応が行われている。

ついて定められており⁽⁵⁰⁾、金融商品等から生ずる所得の主要部分を占める
 利子所得、配当所得、譲渡所得などに関するものは対象とされていないと
 いうことである。また、事業所得者等以外の者については、対外的な関係
 で自己の投資活動を詳細に記録する必要性が法人などに比べて乏しく⁽⁵¹⁾、
 さらに、実際にも帳簿書類の作成等が根付いていないなど、納税者の側に
 一般的に時価評価を受け入れるだけの制度的・人的基盤が十分に備わって
 いないという現状が挙げられよう⁽⁵²⁾。

また、所得税の場合には、法人税のように課税所得の有無にかかわらず
 毎期(毎年)継続的に確定申告を行うことが義務付けられていないが、仮に
 個人の金融商品等に時価評価を導入する場合には、少なくとも⁽⁵³⁾時価評価
 の対象となる金融商品等を年末に保有している者に対してはその年分の確
 定申告書や時価評価対象の金融商品等の明細等の提出を義務付ける必要が
 あると考えられる⁽⁵⁴⁾。しかし、このような確定申告を通じた課税当局への
 個人金融商品等の保有情報等の提供が納税者に抵抗感なく受け入れられる

(50) この事業所得者等の帳簿書類の備付け等は、所得税法第 231 条の 2 に規定されて
 いる。

(51) 適正な課税という観点を離れれば、企業会計のような利害関係者への企業の経
 営・財務状況の正確な開示という目的やそこから生ずる会計処理上の具体的な要
 請・制約というものが存在しない個人にとっては、もともと、金融商品等の取得段
 階で売買目的有価証券か否かを帳簿上で明確に区分し、かつ、その区分に応じて損
 益の計上まで異ならせなければならないような必要性は乏しいと考えられる。

(52) 金融商品等のうち、市場性があったり換金性が保障されたりしているようなもの
 については、時価の評価はそう困難ではないし、そのような金融商品等を販売・管
 理している金融機関等からの情報提供などが期待できる可能性もある。したがって、
 個人の保有する金融商品等のすべてについて時価評価が不可能だということでもな
 い。

(53) ここで「少なくとも」としているのは、本文はすべての納税者に法令に従った適
 正な申告を期待できることを前提として書いており、適正申告が期待できないよう
 な場合には、より厳格な制度設計等が必要になると考えられるという趣旨である。

(54) 確定申告に拠らない方法としては、現在上場株式等で利用されている源泉徴収付
 きの「特定口座」の対象金融商品等を拡充し、当該口座内の金融商品等について時
 価評価を導入することも考えられるが、評価益が生じているものを特定口座から引
 き出すことによりその適用を免れることができるなどの問題も出てこよう。

かどうか定かではないし⁽⁵⁵⁾、課税実務を考えた場合には、かなりの申告件数の増加が予想され、現在の執行体制の下では課税当局においても的確な処理や管理を行うために多くの時間と費用を要すると考えられることから、コスト・ベネフィットの問題が生ずる懸念がある。

このような納税者・税務当局の双方にわたる制度・執行等に関する様々な問題のほか、法人と異なり生活者・消費者でもある個人の立場からは、キャッシュフローがない段階での納税に対し、一般的に、生計費の圧迫などにつながるなどの理由からの抵抗感も根強く存在する。

以上のような事情を総合的に勘案すれば、個人が保有する金融商品等への時価評価の導入について、仮に、課税当局が「少なくとも現時点においては実現性に乏しい」と考えたとしても、やむを得ない面があるのではなかろうか。

とはいえ、個人の金融商品等に係る課税繰延べが放置されたままでもいいわけではない⁽⁵⁶⁾。過去においても、課税繰延べ商品として指摘されるものに対する課税のあり方については議論がされてきた⁽⁵⁷⁾。最もなじみ深いものの一つは、定額郵便貯金やスーパー定期などの複利運用型長期貯蓄商品の利子の支払時課税の問題である。これらは、満期までの長期間にわたり利子の支払が行われなためその間は課税を受けずにいながら、利子支払時の最終的な税負担は每期利払いが行われる場合と同じ 20%であるこ

(55) かつてのグリーン・カード制度廃止の経緯やこれまでの納税者番号制度の議論を踏まえると、納税者の納得を得るまでには相当の困難があると予想される。

(56) また、課税繰延べの問題が、金融商品等に限られるものでないことはいうまでもない。

(57) 「平成8年度の税制改正に関する答申」(税制調査会、平成7年12月)においては、課税繰延べ商品(利払いが長期間経過後に一括して行われ、その期間中は利子課税が先送りされる金融商品)について、早急に適正化の検討を進める必要性が指摘されている。また、同時に、同答申では「課税繰延べ商品は既に預貯金者に定着していること、現在の預貯金金利が非常に低いこと等からその見直しは慎重に行うべきではないか、その課税のあり方を検討するのであれば利子所得等の総合課税化の議論の中で行うべきではないか、という意見もあった」ことが紹介されている。

とから、毎期の利払いの都度源泉徴収される貯蓄商品に比べて、毎期の利払い時に徴収されるべき税額の運用利息相当額の課税繰延べの利益を得ているというものである。こうしたものであっても、利払いの有無にかかわらず時の経過に応じて利子は発生するわけであるから、本来、その利子の発生時に課税することとすれば問題はない⁽⁵⁸⁾のであるが、利払いという実際のキャッシュフローがない場面での多数の預貯金者に対する課税の難しさ(例えば、源泉徴収が困難、納税者心理など)を考えれば、このような毎期課税が万全の解決策であるとは考え難い面がある。このような源泉徴収や納税者心理の問題などを考慮するならば、むしろ、利子の支払時にそれまでの課税繰延べの利益を吸収するような源泉徴収税率を設定して対応することが適当とも考えられる⁽⁵⁹⁾。ただし、こうした手法はすべての金融商品等に適用できるものではなく、対象が預貯金のような基本的に元本の移転(譲渡)がなく、将来のキャッシュフローが定まっているものに限定されるというように、一定の限界があることは否めない。

このように、金融商品等の課税繰延べ全般について一律に適用できるような対応策を見出すことはなかなか難しいが、現在においても、こうした直接的な対応ばかりでなく、所得分類の設定による所得内における費用・収益の対応や所得間の損益通算の制限等の中に費用・損失の前倒し等の操

-
- (58) 平成7年10月13日第30回税制調査会総会提出資料において、アメリカでは、このような商品については、個人段階では毎期利子が発生したものととして総合課税が行われ、金融機関は複利運用期間中の未払い利子を発生主義で損金計上していることが紹介されている。
- (59) 前掲注(57)の「平成8年度の税制改正に関する答申」では、課税繰延べの見直しの手法として、①毎期確定する利子相当分に課税する方法及び②満期時の利払いの際に適正な税率で課税する方法の二つを挙げている。また、平成9年9月26日の第6回金融課税小委員会に提出された資料では、上記①の毎期課税方式のほか、上記②の満期一括課税方式を更に区分して、「方程式方式」(毎期20%課税を行った場合の満期における合計受取利息と同額の受取利息となるような満期一括税率を一定の方程式(金利、運用期間の2変数)により決める方法)と「超過累進税率方式」(金利を一定と仮定し、運用期間のみを基準に設定する一定の限界税率(超過累進税率)で満期税率を決める方法)の二つを提示している。

作をある程度抑制する効果があることが指摘されており、そうした指摘によれば「現行所得税が、取得として所得を捉え、実現主義の下で源泉による課税の差異を設けている以上、その濫用たるタックス・シェルターの認定や防止のためには、所得種類又は取引ベースでの所得・控除項目対応の厳格な審査が鍵である」とされている⁽⁶⁰⁾。所得税においては、多様な金融商品等から生ずる収益は様々な所得区分に分類されることになっているが、先に述べたように時価評価の導入等が実現しにくい状況があることを考えれば、上記のような所得種類又は取引ベースでの所得・控除項目対応の厳格な適用や損益通算の制限の活用などの現実の税制(所得分類等)を踏まえた対応という視点は、制度・執行を通じ、今後ますます重要になってくるものと考えられる⁽⁶¹⁾。

さらに、長期の課税繰延べ(非課税化)については、補完的に相続税などの資産課税による対応⁽⁶²⁾ということなども視野に入れながら、タックス・ミックスの税体系全体の中で総合的に対応していくという姿勢も必要になってくるのではなかろうか。

(60) 岡村忠生「所得分類論」金子宏編著『所得税の理論と課題[二訂版]』64頁(税務経理協会、2001)。

(61) 中里実「投資活動における損失」日税研論集47号『所得税における損失の研究』196頁～198頁(税務研究センター、2001)、岡村・前掲注(60)62頁～64頁などでは、アメリカにおける対応の例として、投資のための借入金の利子の控除制限(IRC § 163(d))、危険負担のない投資等による損失の控除否認[at risk rule](IRC § 465)、受動的活動から生ずる損失(passive activity loss)の利用制限(IRC § 469)などの規定が紹介されている。

(62) 金子教授は、金子宏「所得税の理論と課題」金子宏編著『所得税の理論と課題[二訂版]』11頁～12頁(税務経理協会、2001)において、軽度の累進性を持った一般資産税の採用の意義等の一つとして、未実現のキャピタル・ゲインに効果が及ぶことを挙げておられる。ただし、一般資産税についても、先に述べたような時価評価の問題は残る。

2 所得種類の変更への対応と課題

(1) 所得種類の変更の発生原因等

包括的所得概念は、前述のように、所得の概念を純資産の増加(貯蓄)と消費という処方面に求めるとともに⁽⁶³⁾、それが心理的満足により測られるべきものであると理論付けられている。したがって、理論に忠実な所得計算方法を探り、貯蓄と消費を適切に把握・計測するのであれば、それがどのような源泉からもたらされたものであろうと課税上は同等に扱われるはずである。すなわち、同じ大きさの所得には同じ税負担を求めるというのであるから、そもそも所得分類は問題にならないのである。しかしながら、わが国の所得税は、所得を10種類に分類し、その分類された各種所得ごとに収入金額から必要経費等を控除する形(法人税は、所得分類を行わず、益金から損金を控除する形)で所得計算を行う構造となっている。このような計算構造を採用しているのは、包括的所得概念に忠実な所得計算を行おうとすると、その計算要素である純資産の増加と消費を正確に把握することやそれを心理的満足の享受という主観的な要素により測定すること、すなわち資産・負債や消費の把握とこれらの時価評価が実際上大きな困難を伴うなどの理由からであると考えられる。したがって、現実の税制においては、資本主義経済の発展に伴い確立されてきた企業会計の影響を反映して、経済的利益の流入などの「取得」面からの把握をベースに所得金額を計算する構造が採用されるとともに、更に所得税においては、所得の源泉や発生形態の違いに伴う担税力の考慮、源泉徴収などの徴税方法、課税方法(総合課税・分離課税、累進的負担の平準化、二重課税調整等)などとの関連で所得を10種類に分類して課税するという方法がとられている⁽⁶⁴⁾。

(63) 法人の場合は、消費を考慮しないのが一般的である。

(64) 現在の所得税におけるこのような所得分類は、わが国の所得税が制限的所得概念(所得源泉説)に基づくものから包括的所得概念に基づくものに段階的に(課税対象所得の追加等の形で)発展してきたという歴史の変遷等とも無縁ではないと考えられる。なお、一般的な歴史的経緯については、拙稿(佐々木幸男「所得税の現状と課題—包括的所得税の変容と所得税の今後の課題—」税務大学校論叢51号149頁～163

このように見ると、包括的所得概念に忠実であれば所得分類は不要であるにもかかわらず、これを分類し、異なる課税をしているからこそ所得種類の変更の問題が発生するのである。こう言ってしまうと、所得分類を廃止するのが最善の結論のようにも思えるが、一方で、現在のような所得分類が維持されていることにも積極的な意義が認められている⁽⁶⁵⁾。それは先に述べたような担税力、源泉徴収、所得再分配、執行その他様々な政策等への配慮ということである。岡村教授は、わが国の所得税がこのような所得分類を行っている根拠について、源泉を異にする所得ごとの担税力の違いや適切な徴収方法の選択などの異質性認識をあげて説明されている⁽⁶⁶⁾。また、所得税とはやや趣を異にするものの、法人においても所得税の源泉徴収、二重課税の調整等の観点からは、所得源泉と無縁ではいられない。さらに、国際課税の分野においては、個人・法人を問わず、国家間の課税権の振り分けの基準として、所得の性質や源泉地というものが重要な要素となっている。このような観点からも、所得税の所得分類に限らず、所得源泉やその性質により所得を分類するということは、課税の様々な局面で重要な要素や手段となっているのである。

しかし、このような所得分類の意義を認め、実定法である所得税法における所得分類の合理性を是認するとしても、所得種類ごとの税負担に差異がある状況の下においては、少しでも税負担が軽くなる所得種類で課税を受けたいという誘引が働くことになるのはある意味当然であり、ここに、

頁(税務大学校、2006))で触れている。

- (65) 金子教授は、わが国の所得税が所得分類を行っている理由について、「所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるため」(金子・前掲注(35) 203 頁)と述べられている。
- (66) 岡村・前掲注(60) 56 頁～61 頁を参照。この岡村教授の論稿の中では、所得分類の根拠として、本文に掲げた担税力の配慮と徴税方法の選択のほかに、消費型所得税論や最適課税論を拠り所とした資産性所得軽課・勤労性所得重課の考え方の正当化という点にも言及されている。

恣意的な所得種類の転換が生じるのである⁽⁶⁷⁾。正常な経済取引から生じた所得が実定法上の所得分類にしたがって課税されるのは法の予定するところであり、その限りにおいてはとりたてて問題とすべきこともないが、法令の文言やその解釈・適用等の間隙を縫うような形で経済的に非生産的な取引が仕組まれて恣意的な所得種類の転換が行われ、それが横行するようなことになれば、それが、公平負担の阻害、経済全体からみた非効率の発生、高額所得者等の利用による所得再分配の阻害、税制・税務行政に対する納税者の信頼の崩壊、執行コストの増加など、大きな問題を惹き起こす原因となるのである。

(2) 所得区分の見直しと金融所得の創設

上記のような所得分類の意義を積極的に認めるとしても、その分類の目的自体が適切かどうかや目的と実際の所得分類とが整合的かどうかということは、経済社会の状況や経済取引の実態など広い観点から常に検証されなければならない。これが現行の所得税法における所得区分の見直し、あるいは簡素化の問題である。

現在、所得税の所得分類は、税負担の公平をはじめとする様々な目的の具体化等のため、その目的に応じ、所得計算、源泉徴収、分離・総合課税、税率構造・水準、損益通算、損失の繰越控除等の各段階で使われている。また、こうした各段階の組合せを選択することにより、その効果を大きくしたり多面的にしたりすることができることから、様々な政策目的を達成するための手段として利用されることも多い。このように、所得分類が多様性を持った有用な政策手段の一部として評価される反面、それが故に「政策目的やその目的との関連を十分に議論せず、過去の経緯等による雑多な所得区分を温存し、あるいは総合課税との関連で不合理な連関を設けることは、いたずらに税制を複雑化し、公平に対する信頼を揺るがすであろう。

(67) 岡村教授は、この点について「納税者には、所得項目を軽課される所得種類とし、費用損失項目を重課される所得種類とする誘因が、課税庁にはその逆の誘因が働く」と指摘されている(岡村・前掲注(60) 61頁)。

これは、執行コストの増加にも結びつく」⁽⁶⁸⁾という重要な指摘もされている。税制調査会基礎問題小委員会の『個人所得課税に関する論点整理』⁽⁶⁹⁾においても、「経済社会の構造変化により、これらの所得区分や所得計算方法のあり方が税負担のバランスを損なっている面も生じてきている。制度の簡素化の要請も踏まえ、今後これらの見直しを行っていく必要がある」⁽⁷⁰⁾との指摘を行った上で、各所得区分ごとに様々な問題点を挙げ、その中で、不動産所得の区分の廃止や、一時所得の雑所得への統合、雑所得からの年金に係る所得区分の独立などを今後の課題として提示している。このような税制調査会の指摘は、必ずしもドラスティックなものとは言えないが、所得分類から生じている問題の基本的な捉え方や、そのような問題を一步一步着実に解決して行こうとする姿勢を明確にしている点で、将来のさらに大きな見直しのきっかけともなり得るものであり、今後こうした着実な検討が更に広く進められることが期待される。

さらに、近年、金融所得課税の一体化への動きに関連して、「金融所得」という新たな所得区分の創設が課題として取り上げられることがある。その是非については、税制調査会は明確な方向性を示してしていない。金融所得という所得区分を新たに設けて統一的な課税をすることを示唆する主張⁽⁷¹⁾がある反面、その新設は税制の複雑さをもたらす、金融所得の定義が難しいなどといった指摘⁽⁷²⁾や、金融所得を同一に扱うことについての有害

(68) 岡村・前掲注(60) 56頁。

(69) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月「個人所得課税に関する論点整理」をいう。

(70) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月・前掲注(69) 2頁。

(71) 産業構造審議会産業金融部会産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会「報告書」20頁(2004)。

(72) 水野忠恒「金融資産収益の課税—金融課税の一本化—」日税研論集55号『金融資産収益と所得課税』16頁～19頁(税務研究センター、2004)。この論述の中では、金融所得という所得区分の創設について、上述のほか、金融所得は利子・配当・譲渡(株式等譲渡益など)所得にとどまらず事業(貸付金利子など)・一時(保険満期保険金、一時払養老保険など)・雑所得(貸金利子、デリバティブ収益、償還差益など)などの中にも存在するため全所得の見直しが必要になること、その線引きの困難さ、

性を指摘する見解⁽⁷³⁾も見られる。

近年、金融商品取引法や金融商品会計基準の制定によりこれらが対象とする金融商品等の範囲がある程度明確化されてきていることを考慮すれば、こうしたものを基礎として新たに「金融所得」という区分を設けることはあながち不可能ではないようにも思われる。しかし、反面、仮に統一的な所得区分を作ったとしても、個々の金融商品等から生ずる所得の担税力の違いなどに配慮して所得の計算方法等を違えることになれば、結局は統一したはずの「金融所得」の中にまた新たな所得区分が生まれるような結果となってしまう、それほどの簡素化は望めないようにも思える。また、もともと所得計算等の違いを根拠付ける担税力概念そのものにも曖昧さがあり、これを新たに整理しなおすことの困難さも想定される。さらに、「金融所得」という所得区分を創設した場合、それは物的所得⁽⁷⁴⁾に分類されることになると考えられるのであるが、仮にそうだとすると、人的な所得分類である事業所得や雑所得の中に含まれている「金融所得」関連の収入や経費をこれらから分離して取り出すことになり、その仕分けが人的所得区分を設けていることとの関連でうまく説明できるのかということなども大きな検討課題となってきよう。

こうしてみると、「金融所得」という所得区分の創設を含めた所得分類の抜本的な見直しについては、現在及び将来を見据えた担税力概念の整理・再構築、物的所得分類と人的所得分類のあり方、同一所得区分の中での更なる細分化(上場・非上場株式等、預金と社債など)の必要性、法人税との調整の必要性など、基本的な面で検討していかなければならない多くの課

金融所得の中において所得計算などの違いを意味づける担税力概念のあいまいさ、法人税負担との調整の必要性など様々な指摘が行われている。

(73) 大崎貞和「金融所得課税一体化論と証券投資優遇税制」金融庁金融研究研修センターDP23号『研究会報告書・企業会計ディスクロージャーと税制等の将来像について(展望と課題)』97頁～98頁(2006)。

(74) 物的所得分類と人的所得分類の意義等については、岡村・前掲注(60)51頁～53頁を参照されたい。

題が残されている。

また、「金融所得」の創設に関しては、課税の一体化を行うべき金融所得の範囲をどこまで拡大するべきか—あるいはどこまでに抑制するべきか—などの検討とともに、実態の把握という面からの検討も併せて行って行く必要がある、金融商品等の種類、仕組、法的・経済的な性格や位置づけ、取引・保有の状況などの現状と将来の動向等を把握・分析するとともに、課税上の相違点とその合理性、相互間のバランス、税収への影響、官民のコスト、執行可能性、国際的な調和などの問題点を明確に認識し、分析することが喫緊の課題であろう。まずは、このような把握・分析を含めた総合的な検討を継続的に行っていくことが望まれる。

(3) 仕組債—デットとエクイティーへの対応

金融商品等に関する課税問題の中には、類似の金融商品等の中の課税のバランスという問題も存在する。一口に金融商品等といっても様々なものがあり、それぞれに課税上の扱いが異なることが多い状況にあるが、ここでは、金融商品等を組み合わせた複合的金融商品に関するものの中からデットとエクイティの問題について取り上げることとし、以下において、利益連動型社債⁽⁷⁵⁾と株式を例にとって検討を進める。

まず、議論の前提として、ここで取り上げる利益連動型社債は、会社の利益に連動して追加利子(ただし、その支払原資は配当可能利益ではないものとする)が決定される社債をいうこととする。このようなタイプの利益連動型社債の支払利子は、追加利子部分も含めて法的にも企業会計上も「利子」と認識され、そうであるが故に発行会社の法人税課税上も損金算入が認められる。一方、会社が利益連動型社債の発行に代えて新株の発行によ

(75) 利益連動型社債とは、ここでは「確定利子」と「利益に連動した追加利子」とが支払われる社債のことをいうが、これに類似のものとして、①利益参加社債(確定利息と配当可能利益の一部とが支払われる社債。わが国において発行事例はないと思われる)、②所得社債(配当可能利益の一定割合が支払われる社債)、③指数社債(確定利息と一定の指数に基づく追加利息とが支払われる社債)などがあげられる。

り資金調達を行った場合には、その新株に係る支払配当は法人税法上損金算入が認められず、法人税の課税対象となる。この点だけを考えれば、資金調達側の会社は、同じ額の資金調達を行うのであれば、当然に法人税負担が少ない利益連動型社債による資金調達を選ぶであろう。

逆に、これを投資家サイドから見てみよう。法人投資家の場合、法人税法上、受取利子は益金に算入されるのに対し、受取配当は益金不算入の対象となる。したがって、課税上の損得だけを考えるならば、同じ額の支払を受けられるのであれば、法人投資家は株式投資を愛好すると考えられる。一方、個人投資家の場合には、利子であれば受取時に20%の税率による一律源泉分離課税ですべての課税関係が終了するが、配当であれば受取時に20%の源泉徴収が行われ、確定申告時に原則総合課税の上配当控除(場合によっては、10%の軽減税率が適用されたり、申告不要の選択も可)が適用されたりするため、個々の投資家の所得税の適用限界税率や配当控除率との関係により、一人一人の課税上の有利不利は区々となる。

このように、同じ額のキャッシュフローを支払い、あるいは受けながらも、社債と株式との間で、各当事者に対する課税上の扱いには大きな違いが存在する⁽⁷⁶⁾。これは、会社法における法的位置づけや会計処理における扱いが社債や株式といった金融商品等の法的な「型」に従って区分され、税法もこうした金融商品等の法的な「型」を基礎として課税関係を規律していることから生じている。先に掲げた利益連動型社債の利子は、法的に会社が社債の発行契約に基づいて負う支払債務であることは疑いがなく、その支払について配当決議は不要であるし、配当可能利益の有無にかかわらず支払を受けることができる。そういった意味では、利益連動型社債の利子は、配当可能利益の範囲内で配当決議によって行われる株式の配当とは明らかに異なるのである。そして、こうした「型」に従った課税上の扱

(76) こうした違いには、資金調達者や投資家の適用税法の違い、利子・配当の法的性質の違い、譲渡損益の扱い・課税方法・適用税率の違いや経済的・二重課税の調整の要否、評価の違い等が複合的に作用している。

いの違いが、会社の資金調達方法の選択や投資家の投資対象の選択に少なからず影響を与え、経済取引に歪みを生じさせているのである。しかし、こうした金融商品等の「型」による区分は、現実の税制においては、一義的な明確性や会社法・企業会計との整合性⁽⁷⁷⁾などの面で大きな利点を有しているとして評価することができる。

ここで、もう一度利益連動型社債と株式の問題に立ち返って考えてみる。一般的に、利子の本質は金銭の時間的価値⁽⁷⁸⁾と言われている。ところが、利益連動型社債の追加利子は、市場金利の動向等とは無関係に、発行企業の各事業年度の利益の多寡に応じて決定される。このことを重視すれば、利益連動型社債の追加利子は、経済的な意味において利子とは言い難い面があり、むしろ利益配当としての性格が強いというこということができる。にもかかわらず、社債の利子であるが故に会社はその支払額を損金に算入して法人税を減少させることができるのである。これは、課税上も、経済的に株式と同様のキャッシュフローを生む金融商品等でありながら、両者の税負担が異なるという点(水平的公平の観点)で問題となる。さらに、利子が会社利益に応じて変動する社債である場合には、その社債の価格も会社の利益に応じて変動することが考えられる。所得税法では、社債の譲渡損益は、その利子が源泉分離課税とされていることとの関連で非課税とされているが、一方で株式等の譲渡益が課税対象とされている⁽⁷⁹⁾こととのバランスが問題となるかもしれない。そして、このような複合的金融商品等が、税負担を減少させることを主な目的として広く利用されるようになれば、課税上の問題は更に拡大する。

他方、先ごろ施行された会社法⁽⁸⁰⁾では、剰余金の配当や残余財産の分配に関する取扱いを異にする株式、議決権制限株式、譲渡制限株式、取得請

(77) 企業会計も基本的には「型」アプローチに拠っていると考えられる。

(78) 厳密さを求めるならば、更に「元本の毀損リスク引受の対価」等が加わる。

(79) 株式については、配当も課税対象とされている。

(80) 会社法は平成 18 年 5 月 1 日に施行された。

求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付株式など多様な種類株式が発行できることとされた。したがって、上記の例とは逆に、たとえば、優先権のついた全部取得条項(一定期日)付無議決権株式を発行することが可能であれば⁽⁸¹⁾、これによって、実質的に一般的な社債と同様の商品性を持った株式を組成することができるようになる。

こうした問題についての個人投資家段階における「同様の経済性質の所得には同様の課税」という観点からの対応としては、まず、第一に、「金融所得」の創設が考えられる。しかし、これを行うには、上記(2)に掲げたような基本的な課題が残されている。所得税では、こうした類似商品間の課税バランスの問題に対し、従来から、定期積金等の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、一時払い養老保険の差益等の金融類似商品について所得区分は変えずに利子並の源泉分離課税を行うなどの現実的な対応策が採られてきた。また、現在進行している金融所得課税の一体化も、技術的にはこれと同様の方法をとっている⁽⁸²⁾。金融所得課税の一体化は、金融商品等間の課税(課税方式、税率等)を極力同じにして租税裁定の誘引を低く抑えることにより、所得種類の転換等による課税逃れを抑制することに一定の効果があると考えられるが、一体化を進める上でまだ残されている問題も、新たに発生してくる問題も少なくない⁽⁸³⁾。また、このような方法により、所得分類ごとに定められている所得計算上の差異の問題ま

(81) 全部取得条項付株式は、一般的には債務超過会社の100%無償減資に用いられることが想定されるが、それ以外の場合の発行も禁止されていないので、発行することができるのではないかと考えられる。

(82) また、新株予約権付社債、ディープディスカウント債、ディファードペイメント債などについて譲渡益課税の対象とされていることもその一つと考えられる。

(83) 金融所得課税の一体化に伴う様々な課題等については、税制調査会金融小委員会2004年6月の「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を参照されたい。また、所得種類の転換による租税回避は金融商品等に限ったものではないことを考えると、所得税全体として、先に述べた「所得種類又は取引ベースでの所得・控除項目対応の厳格な審査」も必要であり、また、租税回避誘引を高めている不要な(意義の薄れた)特別措置の整理等も必要となろう。

で解決できるわけではない。同一の性格の所得に対する同一の課税という目的を達成する手段は、必ずしも所得区分の変更だけに限られるわけではないが、一方で所得区分の変更等によってしか解決できない問題もあることを念頭に置きながら、問題の所在を的確に把握しつつ、金融所得課税の一体化の更なる検討の中で具体的な対応を講じていく必要がある。

なお、証券の設計の分野においては、従来の社債や株式といった「型」から様々な法的規整等を構築していく方法のほか、より柔軟な商品設計が可能となるような「座標軸アプローチ」を採用する方法も検討されている⁽⁸⁴⁾。このような議論が進展し、仮に現実の制度や商品に反映されるようになれば、さらに社債(デット)と株式(エクイティ)との境界が曖昧になっていくことが予想される。したがって、デットとエクイティの区分やこれらに対する課税のあり方については、こうした証券設計の理論や現実の法的規整の動向等を踏まえながら検討していく必要がある。その際、デットとエクイティの接近は、その内容次第によっては、法人税の課税根拠などの基本的なあり方の議論にも影響を与える可能性を孕んでいることにも留意する必要がある。また、こうした問題は、単に所得分類の問題にとどまらず、複合的金融商品や取引スキームなどに対しての経済的実質に着目した課税に関する議論にも関連性を有すると考えられる。

そのほか、このような境界的な金融商品等から生ずる所得の経済的実質などについての検討を迅速・的確に行うためには、金融商品等の内容やその商品性の開示が発行者等によって十分かつ適切に行われるなど、税制以外の分野で環境の整備が進められる必要があろうし、このような金融商品

(84) 「座標軸アプローチ」とは、証券について、『キャッシュフローに対する権利(株主の利益配当請求権や残余財産分配請求権、社債権者の利息支払請求権や元本償還請求権などがある)』の配分と『コントロールに関する権利(株主の株主総会での議決権、社債権者の社債権者集会での議決権などがある)』の配分という二つの要素で座標軸を設定し、座標軸ごとの規整を付したうえで、その組合せは自由とするアプローチをいう(デットとエクイティに関する法原理についての研究会「報告書」金融研究 20 巻 3 号 58 頁(日本銀行金融研究所、2001))。

等の実態や動向などを課税当局が的確に把握していくことも必要となろう。

第3節 実態把握の困難化への対応と課題

課税の前提となる経済取引等の実態把握の困難化への対応については、まず、第一に、課税に関する資料・情報の範囲とその入手手段の拡充等が課題となる。本節では、実態把握に関わる事柄の中から、法定調書制度をはじめいくつかの論点を取り上げて考えてみることにする。

1 法定調書制度の現状

現在、課税の前提となる金融商品等をはじめとする各種の経済取引等に関する資料の多くは、支払調書などの法定資料の形で提出されている。利子等や配当等の支払調書がその代表的なものであるが、これらの多くは所得税法をはじめとする個別の税法⁽⁸⁵⁾でその提出等が義務付けられ、適正な課税の確保等の観点から重要なものについては、その不提出や虚偽記載についての罰則等が置かれている。現在、所得税法などの個別税法で定められている法定調書は、例えば、(a)所得税の源泉徴収の対象となっているもの(個別の源泉徴収税額等の把握・突合等)、(b)事業者以外の者の取引が多く見込まれその記録・保存等があまり期待できないもの、(c)取引等の金額が大きい、取引や保有の事実の把握が難しいなどにより課税上把握の必要性が高いもの、(d)取引内容や収支が課税当局や納税者からはわからないためその内容を明らかにするためのもの、(e)税制上の特例措置の適正な利用等のため必要なものなどの視点⁽⁸⁶⁾から提出が義務づけられているものなどに分類できると考えられ、その規定が置かれている個別税目の課税の適正化等を担保する目的で設

(85) 当該個別税法に係る租税特別措置法等を含む。

(86) これらの視点は、何らかの形で個別に明らかにされているわけではない。これは、あくまでも筆者の私見の域を出るものではなく、したがって、本文に掲げた以外の視点があることも十分考えられることをお断りしておく。

けられているものが多い。したがって、それぞれの個別税目の課税の適正化という目的の範囲や必要性の程度など⁽⁸⁷⁾との関連で、その種類や支払を受ける者の範囲が限定されるなどの制約が存在するというのが現状である。

2 法定調書制度の枠組み等のあり方

他方、こうした一般的な法定調書とは異なり、各税法から独立する形で「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下「国外送金等調書法」という)」により国外送金等調書の制度が設けられている。この国外送金等調書は、内国税一般(所得税、法人税、相続税その他の内国税)の適正な課税の確保を図ることを目的として、対外取引や在外資産の国税当局による把握に資するために設けられたものである。この制度は、対象取引こそ国外送金等に限られてはいるものの、それが定められている国外送金等調書法の目的規定⁽⁸⁸⁾は、概ね以下の三点から今後の資料情報制度の在り方を考える上で重要な方向性を示唆していると考えられる。

その第一は、これまでの法定調書とは異なり、個別税目にとらわれず、すべての内国税の課税の適正化をその目的に据えている点である。先に述べたように、個別税目の個別税法に基づく法定調書制度の下では、その提出義務者や取引・財産などについて個々の税法・税目の壁があり、そこから生じる制約がある。このような制約のために、内国税全体としてより有益な資料情報が得られない、あるいは提出義務者に多くの事務負担が課せられているといった事態が生じていることはないであろうか。法定調書制度については、それが取引当事者や仲介者などに調書等の提出義務を課し、それを罰則等で

(87) こうしたものの中には、提出者等に対し必要以上に過大な事務負担を負わせないという配慮も当然に含まれるものと考えられる。

(88) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第1条(目的)は、同法の目的を「この法律は、納税義務者の外国為替その他の対外取引及び国外にある資産の国税当局による把握に資するため、国外送金等に係る調書の提出等に関する制度を整備し、もって所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的とする。」と規定している。

担保するというものである以上、適正な課税の確保という目的やその調書の重要性などとの比較衡量において提出義務者に対し過剰な事務負担を負わせることがないようにとの観点から、提出義務を課す者や取引等の範囲・内容は、真に重要かつ必要なもののみ限定すべきという基本的な姿勢を堅持しなければならないのは当然である。しかし、例えば、既存の調書に異なる税目に関する関連情報を少し加えることにより税目横断的な情報となり得る場合があるほか、調書の性質としてその内容如何では一つの情報から様々な税目への展開が可能となること⁽⁸⁹⁾など⁽⁹⁰⁾を考えれば、法定調書制度は、個別税法による個別税目ごとの対応では不十分なのではなかろうか。

また、金融商品等の発展との関係で考えれば、今後、金融商品等の多様化・複雑化や取引の広域化などが進むことにより、それに介在する当事者や仲介者などの態様も多様化・広域化する。そして、これらの者が取引の各段階でどのような税制上のポジションを獲得し、それがどの税目のどのような場面で問題となるのかというような個別税目とのかかわり方も様々となる。このような場合に、個別税法で単一税目の限られた納税義務者についての限られた情報を別々に拾い上げていくのは、複雑であるばかりか、提出義務者にとっても個別規定ごとに対応しなければならない煩雑さがあり、事務負担等が増大するという問題が生ずる。

こうした個別税法に基づく法定調書制度の問題を考えたとき、特に当事者

(89) これまである税目の適正な課税のために提出義務が課された法定調書を他の税目の調査に使用したような場合にその目的外使用が問題とされたというような例はないように思える。このことは、各税法の趣旨規定の性格と実体規定で厳密な用途制限を設けていないことなどからある意味当然とも考えられるが、見方を変えれば、そういうことが問題となる可能性がまったく無いとは言えないのではなかろうか。

(90) あえてこれに付け加えるとすれば、法定調書制度は、一般的にその提出義務者(作成者)の取引相手(作成対象者)の適正課税の担保を目的としていると考えられ、実際上もそうした目的のために活用されることがほとんどであるが、他方、提出義務者側から考えると、その内容の真実性や提出について罰則付きの義務が課されており、こうした資料情報が課税当局に把握されるという点では、提出義務者自身にとっても、適正申告の誘引になるとも言えるのではなかろうか。

や内容の多様化・複雑化が進む金融商品等の分野においては、資料情報の展開可能性や効率化等の観点から、国外送金等調書法が、個別の税目に限定することなく、すべての国内税を対象としているという点は、大いに注目すべきであると考えられる。

第二には、国外送金等調書法においては、個別税法の趣旨規定にある「その納税義務の適正な履行を確保する」という表現⁽⁹¹⁾から一步踏み込んで、その目的規定の中に「国税当局による把握」や「適正な課税の確保」という表現を用いたことである。個別税法の表現は、法定調書以外の他の規定をも包含するものであることから、申告納税制度下における一般的・包括的な表現になっているものと考えられる。これに対し、国外送金等調書法では、課税当局側が自ら課税の適正化を図るために能動的に資料情報の把握に動くということを明確に示した表現がとられているのである。

このような表現の違いは、双方の目的規定(趣旨規定)の守備範囲の違いが出ただけのものであって、法定調書制度そのものの意味するところには実質的な違いはないと考えられる。しかし、従来の表現は、ややもすると、法定調書制度の持つ適正な申告納税を納税者に促すための手続的・牽制的な役割が強く出ており、その拡充等についても必要以上の配慮が行われがちになるようなものとなっているようにも考えられる。これに対し、国外送金等調書法の規定は、課税当局が積極的に課税の適正化を実現するために必要なものという同制度の持つもう一面の意味を、法文をもって明確にし、併せて法定調書制度の内容やその収集・活用面における課税当局の使命・役割を改めて指し示すような表現となっていると理解できるのである。国外送金等調書法は、こうした法定調書制度の本質を明らかにした点でも注目されるものであり、また、このような目的の明確化が、今後の法定調書の拡充等の議論に積

(91) 一例をあげれば、所得税法第1条(趣旨)では、「この法律は、所得税について、・・・その納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする」と規定している。なお、法人税法、相続税法、消費税法なども同様の規定振りとなっている。

極的な影響を投げかけていくことが期待される。

第三には、「取引」や「財産」の把握という法定調書で得ようとする資料情報の内容を、目的規定の中で具体的に明らかにしていることである。例えば、現行の所得税の法定調書から得られる資料情報の内容は、取引事実や取引金額などが大部分を占めている。他方、財産そのものを対象としてこれを直接に把握するものはほとんどないと言っても過言ではない⁽⁹²⁾。このような状況に至っている背景には、個人財産のかかりの部分を占める土地等の不動産が登記制度によりある程度把握が可能なこと、個人財産の種類・数等が膨大であること、課税当局による財産の直接把握に対する国民感情など様々なものがあると思われる。

しかし、今後は、金融取引の発展等により、個人の金融資産が多様化すること、取引内容の高度化・複雑化により取引実態の把握の困難性が増大すること、ボーダレスな金融取引の簡素化・活発化等により利益や資産の海外移転が容易に可能となることなどが考えられ、このような状況を踏まえれば、将来に向けた金融取引の実態や金融資産等の把握は、適正な課税の確保の観点からますます重要になると考えられる。

このように、取引事実・取引内容や財産などの把握の充実は、今後の法定調書制度を考える上で根幹となるものであるが、現在の個別税法においては、前述のように、その趣旨こそ抽象的な形で明文化されてはいるものの、法定調書制度の具体的な内容に触れたものとはなっていない⁽⁹³⁾。これに対し、国外送金等調書法の目的規定は、上記のように、抽象的な表現に止まらず、より積極的に「取引」や「財産」の把握という形で支払調書により把握する内容を具体的に明らかにしている。これは、従来あまり対象とされてこなかった取引の仕組みなど(例えば、金額以外の取引形態等の情報申告など)や資産

(92) 個人の財産の把握ということでは、法定調書とは異なるが、本人提出の財産債務の明細書が存在する。

(93) このことが不十分かと問われると、広範囲をカバーしているという点ではむしろ必要十分であると答えざるを得ない。

そのもの(例えば、金融資産の保有状況や口座情報など)の把握も適正課税の確保のために欠くべからざるものであることを明らかにしたという意味で、今後の法定調書の対象範囲の拡充の可能性を再確認させてくれたものとして評価できるのではなかろうか。

以上三点にわたって国外送金等調書法の目的規定について考察を行ってきた。これらの考察の内容が目的規定に関するものであるだけに、いずれも抽象的・概念的なものであるという批判にはあえて反論しないが、ここで述べた法定調書制度の意義や積極的な取組みの必要性は課税当局として十分認識すべきことであり、その中からは、今後の法定調書制度の在り方について次のような示唆が読み取れるのではないだろうか。

まず、将来の法定調書制度の法的枠組みは、従来のような個別税法に根拠を置くものではなく、これらから独立した税目横断的な枠組みとすることが望ましい。併せて、支払調書により把握する内容は、取引事実や取引金額に偏するのではなく、取引形態やその内容、財産保有状況等の把握など、よりその範囲を拡充していく必要がある⁽⁹⁴⁾。これら二つの要素を組み合わせることにより、課税当局が、税目横断的なマルチな法定調書の開発や効率的な収集・活用を行える可能性が広がると考えられる。ただし、その場合でも、法定調書制度は、罰則を背景として、その提出義務者に対し一方的に義務を負わせ、一定の事務負担を強いるものであることを考えると、真に有効に必要な資料情報の内容や範囲について十分な検討が求められる。また、その内容や提出方法等についても、事務処理の電子化等の状況を踏まえつつ、提出義務者と国税当局双方の事務処理能力や事務負担の程度(コスト)を十分に考慮することが不可欠である。

そして、以上のような基本的な課題のほかに更にもう一つ課題をあげると

(94) 対象範囲の拡充の一例をあげるとすれば、最近報道された外国為替証拠金取引(FX)などの金融商品の市場外(店頭)取引の把握といった法定調書の隙間の縮小、信託の計算書などの新たな取引形態や実態に即した整備、租税回避の監視等のためのタックス・シェルター等に関する情報申告制度の導入などがあろう。

するならば、それは機動的な資料情報が可能な制度の導入の検討ということである。現在の法定調書制度は、予め法定された事柄について網羅的に提出を求めるものであり、こうした制度の性質上、提出の対象とする資料情報の内容や提出時期が硬直的になりがちな面がある。このため、新たな取引等に関する資料情報が得られなかったり、タイミングを逸してしまったりということが起こり得る。こうした問題に対応する観点からは、課税当局が一定の範囲⁽⁹⁵⁾で適時に資料情報の提出を求めることができる制度を検討することが望ましい。無論、このような制度を考えるに当たっては、どのような場合に、何を、何時まで、誰に、どのような方法で提出させるべきかやその担保措置、既存の法定調書の範囲との関係、提出義務者の事務負担への配慮など検討すべき事柄は多いと考えられるが、今後の金融商品等やその媒体等の多様化・複雑化の一層の進展等を考えれば、機動的な資料情報の収集を可能とする制度の導入は、一つの課題として取り上げてよい事柄ではなかろうか。

3 その他の課題

(1) 国際的な情報交換等

経済の国際化・電子化と金融取引の発展等に伴ってインターネットトレーディングなどが活発に行われるようになった結果、国際的な取引や資金シフト等が世界的規模で活発化してきている。こうした中で、例えば、国際的な利子の受払いについては、租税条約や国内法の規定により源泉地国における源泉徴収が困難化するとともに、源泉徴収を受けない利子の居住国における課税漏れの発生が指摘されている⁽⁹⁶⁾。これは、市場などからの要請等により条約や源泉地国の国内法で利子が非課税とされる国が増え、さらに、国際市場を舞台とした資本移動が活発化等して発行体・発行地・

(95) ここでいう「一定の範囲」は、取引種類ごとなど、個別の税務調査よりは広い範囲を想定している。

(96) 増井良啓「取引環境の電子化と資本所得の課税」金子宏編著『所得税の理論と課題[二訂版]』281頁(税務経理協会、2001)など。

支払地の選択等が容易になったことにより、源泉徴収を受けない利子が増加するとともに、情報交換がない国の間では居住地国での課税すらできなくなる(申告されない)などのケースが出てきたからである。こうした状況に対応するには、国際的な協調の下での源泉徴収の徹底や情報交換が必要と考えられる⁽⁹⁷⁾が、源泉徴収の徹底が必ずしも国際的な潮流となっていない現状を考えると、居住地国での課税の確保のための国際的な情報交換の重要性が更に高まってくると考えられる。そして、このような情報交換の円滑な実施のためには、条約、国内法の整備をはじめ、制度・執行両面での情報の円滑な収集・提供のための環境の整備が必要と考えられる。

なお、わが国においては、平成15年税制改正で、経済活動の国際化が著しい進展を踏まえ、自国の税の賦課徴収を確保するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠との観点から、相互主義の下で租税条約相手国の要請に基づき執行当局が情報を収集するための質問検査権が創設された。今後とも、こうした着実な対応の積み重ねが更に必要となってくると考えられる。

(2) 納税者番号等の導入

現在、資料情報制度を支えるための最も重要な基盤になると期待される納税者番号制度の導入が大きな課題として残っている。納税者番号は、直接的には、法定調書等の資料情報制度の下で各種資料の名寄せ・突合の効率化のために必要とされているものであり、単純作業における作業効率の向上だけにとどまらず、その後の資料情報の活用段階での迅速・的確な対応等を可能にするという点でも適正・公平な課税の実現に資することが期待される。税制調査会基礎問題小委員会の「個人所得課税に関する論点整理」においては、現行の源泉徴収と分離課税を組み合わせた制度の下での納税者番号制度の導入の必要性は大きくないとしながらも、「金融所得課税

(97) この点について、増井教授は「居住地国の課税を源泉地国が助力するという規範を確立し、バックアップ源泉徴収あるいは情報提供の形で源泉地国が協力を行う状況を作り出すべきではないだろうか」と提案されている(増井・前掲注(96)291頁)。

の一体化の一環として損益通算の範囲を拡大するに当たっては、「・・・損益通算を希望する者の選択による金融番号の導入は不可欠である」⁽⁹⁸⁾と述べて一定の番号制度の導入の必要性を示すとともに、こうしたことは別に、金融資産に係る情報の税務当局による把握が所得の間接的な把握に役立つことに言及している⁽⁹⁹⁾。

いずれにしても、源泉徴収を中心とした課税方法に対する市場からの批判やこれに消極的な国際動向の下で今後の法定資料の充実や効率的な事務運営を考えると、納税者番号を含めた何らかの番号制度の導入等の議論は、課税当局にとって避けて通れない重要な課題であり、今後とも積極的な検討が望まれる。

(3) 罰則の検討

現在、法定資料に関する罰則は、その適用がほとんど無い状況にあり、これは、ある意味では罰則の持つ牽制効果が十分に発揮されている結果と見ることができる。しかし、別の見方をすれば、罰則を適用するに至る判断基準が確立されていない、刑事罰として立件するための手続き等のノウハウがないなどの理由により、機動的・効果的な対応ができていないということがその要因の一つになっているとも考えられる。いずれにしても、この分野の罰則のあり方についてはあまり議論がされていないのが現状であり、法定調書制度の抜本的見直しに当たってはこうした観点からの現状分析と検討も必要となる。さらに視点を変えれば、支払調書の対象取引等の拡充に際し、あまり罰則が重いとそれ自体が拡充の障害となる(提出義務者等の反発を招く)ことも考えられることから、現状分析の結果次第では、中間的な行政罰の導入等も含め、より機動的・効果的な罰則体系の検討も視野に入れておく必要がある。

(4) 課税当局による積極的な対応

資料情報は、法定調書などのような制度化された方法や関係者の任意の

(98) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月・前掲注(69) 14頁。

(99) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月・前掲注(69) 15頁。

協力などにより収集されているものがほとんどであると考えられるが、資料情報の源泉はそればかりではない。例えば、販売者等がマスコミなどを通じて直接・間接に購入者等に流している一般的な情報や執行現場における個別事例などからの資料情報(商品・スキームなど)など執行当局の努力により収集できると思われるものも多数存在する。そして、執行の現場では、こうした方法による資料情報の収集のために不断の努力が行われているのも事実である。ただ、金融商品等については、その内容が複雑化・高度化するに従い、購入者等においてもその詳細な仕組みが理解されていなかったり具体的な金銭の流れや権利義務関係が明示されていなかったりする場合すらあると考えられるなど、その内容等の把握が容易でないことも多い。

したがって、特に金融商品等については、執行サイドにおける積極的な商品内容や利用実態に関する情報の収集・分析・整理と、その成果を踏まえた資料源・調査手法の開発や部内関係部署への情報提供などが必要であり、そのような体制整備をこれまで以上に積極的に行っていく必要がある⁽¹⁰⁰⁾。また、このような現場から集められた商品内容や利用実態の情報を分析・整理し、制度改正が必要なものについては具体的な問題提起を行うなど、より迅速で的確な制度化に結びつけていくための基盤整備を行っていくことも課税当局としての重要な役割であろう。

(100) 国税庁は、2007 年秋にロンドンに「国際タックス・シェルター情報センター(JITSIC)」を開設することを米・英・豪・加の国税庁と合意するとともに、この JITSIC ロンドンにわが国からも国際的租税回避スキームの専門家を派遣する予定であることを発表した。これも、こうした取組みの一環として位置づけることができよう。

結びに代えて

本研究では、冒頭でも述べたように、近年の情報通信革命と金融革命の同時進行に伴って生じている新たな金融商品等から生ずる所得についての課税方法の不明確化、各種の金融商品等を利用した多様で複雑なタックス・プランニングの発生、適正課税の困難化などの制度・執行の両面にわたる課税問題について、その根源や本質はどこにあるのか、また、そうした問題に的確に対応するにはどのような方策や課題があるのかといった観点から検討を行うこととした。また、研究に際しては、個々の金融商品等の課税関係がすべての基本になるという認識の下で、個々の金融商品等に関する課税問題のうちごく基本的なものを取り上げ、できるだけ現実的な対応を探ってみることとした。

このような基本方針の下、本稿では、まず、わが国における情報通信革命の進行と金融取引の発展の状況を概観し(第1章)、次いで、このような金融取引の発展が惹き起こす課税上の問題点を基本的な観点から整理してみた(第2章)。そして、第3章では、第2章で整理した基本的な課税問題についての対応と課題を検討した。ただ、筆者の力が及ばない面もあり、実際には、実体法上の問題として課税時期の変更と所得種類の変更の問題を取り上げ、また、執行上の問題として法定調書制度をはじめとする実態把握に関する問題を取り上げるに止まった。このため、本稿では、所得の帰属者・帰属地の問題、国際課税上の問題、租税制度全体に関わる問題や、租税回避行為の否認に関する問題などについては触れられていないことをお詫びしておきたい。

本稿で取り上げた問題のうち、課税時期の変更の問題に関しては、法人税については、企業会計の分野における全面時価会計導入の動きや今後の金融理論・金融工学の発展に伴う多様で精緻な評価手法が出現の可能性等を踏まえ、今後とも、法人税における所得認識への高い客観性と確実性の要請の下で、時価評価等をすべきものの範囲や評価手法などについての検討や対応を的確に行っていくことの必要性を指摘した。また、所得税については、金融商品等一般に適用できる対応策を見出すことの困難性を踏まえれば、所得種類又は取引べ

一スでの所得・控除項目対応の厳格な適用や損益通算の制限の活用など、現実の税制を踏まえた対応の検討の重要性を指摘した。

所得種類の変更の問題に関しては、所得分類の積極的な意義を認めるとしても、その目的自体の妥当性や目的と実際の所得分類との整合性などは常に検証されなければならないこと、また、金融所得課税の一体化の過程で残されている課題や金融所得という新たな所得区分の創設の議論について触れ、所得分類の見直し等に当たっては検討・整理すべき基本的課題が山積しており、まず、その前段階として、金融商品等の現状と将来の動向を把握・分析や、課税の差異の合目的性、他の所得との課税のバランス等の問題点を明確に認識し、分析・検討することが必要であることを指摘した。

執行上の問題に関しては、まず、今後の支払調書制度の枠組み等について、効果的・効率的に資料情報を収集するために、制度を税目横断的なものに再構築し、課税当局が積極的にその充実や多様化を図りやすくする方向で検討されるべきこと、及び、資料情報の収集の柔軟性や機動性を高める観点から、一定の制限の下で課税当局が適時に一定の資料情報の提出を求めることができる制度の検討が必要であることを提言した。そのほかにも、国際的な情報交換の重要性と条約・国内法の整備等の必要性、納税者(金融)番号制度の導入についての積極的な検討への期待、執行サイドの自助努力による資料情報の積極的な収集・分析・整理等とその成果を踏まえた迅速で的確な制度化への対応のための基盤整備の必要性等を指摘した。

以上、本稿の概要を簡単になぞってみたが、ここで触れた対応の方向性や課題が抽象的なものにとどまった感是否めない。また、個々の金融商品等の課税ルール整備が不可欠なのは事実であるが、一方で、一定の課税ルールが整備されたとしても、それを出発点として、そこから新たに生じる課税上の差異を前提とした別の租税裁定取引等が生まれてくるのも避けがたい現実であるように思える。そして、今回の研究を通じて、様々な問題への対応を考えると、その陰に更に解決すべき多くの重要な課題が潜んでいるということを今更ながらに痛感させられるとともに、そのような問題や課題の多くは、今や、制度設

計に携わる者や税務執行に携わる者は勿論のこと、広く金融機関等や納税者までもが共通の認識を持って協力していかなければ前進しないほど広範で多様なものに発展しているのではないかという危機感にも似たものまで感じさせられた。特に金融商品等については、まず、このような共通認識の形成の土台ともなり、また、今後の対応の検討の前提ともなる金融商品等の仕組みや実態の把握・分析等を的確に行うこと、その検討の成果を実施に移すための立法・執行の連携を強化することなどが、課税当局にとってより広い意味での課題となっているのではなかろうか。

なお、この研究は、税務大学校研究部における問題発掘型研究の一環として行ったものであるが、発掘というよりは、むしろ、問題や課題をなぞっただけのようなものになってしまった感是否めず、自分自身大いに反省すべきところも多い。ただ、わずかながらでも、金融商品等に対する課税問題の広がり、深さ、複雑さなどや、抜本的な対応の必要性、困難性などの一端は示せたのではないかと思っている。そして、どのような形であれ、この研究が今後の金融商品等に対する課税問題やそれを切り口とした制度・執行全般にわたる基本的な問題の発掘・検討のきっかけの一つにでもなってくれれば幸いである。